

令和2年度 第2回 小金井市環境審議会

日 時：令和2年8月31日（月）午前9時30分から

場 所：小金井市役所第二庁舎8階 801会議室

次 第

1 開会

2 報告事項

3 議題

- (1) 前回審議会会議録について（資料1）
- (2) 前回審議会でのご意見等について（資料2）
- (3) 第3次環境基本計画の具体的施策の検討について（資料3）

4 その他

5 次回審議会の日程について

<配布資料>

資料 1	令和2年度第1回小金井市環境審議会会議録
資料 2	第3次環境基本計画の策定に関するご意見への回答及び対応方針について
資料 3	第3次環境基本計画の施策体系及び施策案
参考資料 1	令和2年度第1回環境審議会報告項目に係る質疑回答
参考資料 2	今後の環境審議会開催予定表

令和2年度第1回

小金井市環境審議会会議録

令和2年度第1回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 令和2年7月7日（火）
- 2 時間 午後2時00分から
- 3 場所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室
- 4 議題 (1) 前回会議録について
(2) 前回審議会でのご意見等について（資料1）
(3) 今年度の検討スケジュールについて（資料2）
(4) 第3次環境基本計画の具体的施策の検討について（資料3）
- 5 報告事項 (1) 令和元年度エコドライブ教習会実施結果について（資料4）
(2) 令和元年度環境啓発事業実施結果について（資料5）
(3) ダイオキシン類調査について（資料6）
(4) 自動車騒音常時監視調査結果について（資料7）
(5) 道路交通騒音・振動の要請限度調査結果について（資料8）
(6) 大気質調査について（資料9）
(7) 水質監視測定及び湧水・地下水位調査について（資料10）
(8) 水質監視測定及び湧水調査について（資料11）
(9) 令和2年度小金井市環境賞について
(10) 令和2年度環境政策課環境係の事業計画について（資料12）
- 6 その他
- 7 次回審議会の日程について
- 8 出席者 (1) 審議会委員
会 長 池上 貴志
副会長 小柳 知代
委 員 高橋 賢一、鈴木由美子
高木 聡、羽田野 勉
石田 潤、中里 成子
長森 眞、木村 真弘
(2) 事務局員
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 平野 純也
環境係長 山口 晋平

環境係専任主査 荻原 博

環境係主事 鳴海 春香

環境係 阪本 晴子

9 その他発言者 (株)プレック研究所

10 傍聴者 7名

令和2年度第1回小金井市環境審議会会議録

平野課長 定刻になりましたので、令和2年度第1回小金井市環境審議会を開催させていただきます。私は、環境政策課長の平野と申します。後ほど第9期の会長が決まるまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして事務局より、1点事務連絡を申し上げます。

会議録の作成に際し事務局によるICレコーダーの録音方式となっておりますので、ご発言の際は、ご面倒ですがご自身のお名前を先におっしゃってからのご発言をお願いいたします。ご協力よろしくお願いいたします。

また、今回は新委員就任後初の審議会の開催となりますので、それぞれ委嘱状の交付をさせていただくところですが、本日はご審議いただく内容が大変多くなっており、時間に限りもございますので、誠に恐縮ではございますが、あらかじめ皆様の机の上に置かせていただいております。何卒ご了承ください。

それではまず、本市環境部長、柿崎より委員の皆様に、ご挨拶をさせていただきます。柿崎部長よろしくお願いいたします

柿崎部長 皆様、こんにちは。小金井市環境部長の柿崎と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、また足元の悪い中、令和2年度第1回小金井市環境審議会にご出席ありがとうございます。

また、本市の第9期環境審議会委員にご就任いただきましたこと、心より御礼申し上げます。任期は令和4年3月31日までの2年間となりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、小金井市の最重要課題でございますごみ処理問題につきましてでございます。日野市、国分寺市、本市の3市で構成市となっている浅川清流環境組合での新可燃ごみ施設建設事業に、この間取組んで参りましたが、本年4月1日から本稼働をし、ほぼ毎日のように小金井市から出る可燃ごみを処理していただいているところであります。日野市の皆様方に感謝申し上げますとともに、市民の皆様、それ

から事業者の方々には引き続き、ごみの減量に取り組んでいただければ
と思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、小金井市民の方々に、「小金井市の魅力はなんですか」と聞
きますと、多くの方々が「自然環境です」と答えていただきます。国
分寺崖線や野川、玉川上水に象徴される緑や水、広大な小金井公園や
野川公園など恵まれた自然環境があります。雨水浸透施設の設置率が
高い水準にあるなど、市民の皆様方のご協力のもと、良好で快適な環
境が守られており、これからも皆様方と力を合わせて小金井のすばら
しい自然環境を将来世代に継承していきたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、今後ともご指導
ご鞭撻のほど、よろしくごお願い申し上げ、簡単ではございますが、私
の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

平野課長

続きまして、委員の皆様にお一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思
いますが、大変申し訳ございませんが、この後の議事の都合上、お一
人1分程度にて、簡単にご挨拶いただければと思います。高橋委員か
ら順番に時計まわりをお願いいたします

高橋委員

高橋と申します。学識経験者ですが、専門は都市計画です。街づく
りの観点から環境審議会に少しでもお役に立てればと思っております。

木村委員

みなさま、はじめまして。私は、多摩環境事務所所長をしております
木村と申します。多摩環境事務所はご存知の方もいらっしゃるかも
しれませんけれど、多摩地区においては、唯一の東京都の環境局の事
業所ということでございまして、自然分野、それから廃棄物、そして
公害といったあらゆる環境分野を所管している事業所ということでご
ざいます。そういった観点から、この審議会委員をさせていただくこ
とを通じて小金井市のみなさまに少しでもお役に立てればなというふ
うに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員

鈴木由美子を申します。前期に引き続いて、お世話になります。
代々、小金井で農業を営んでいます。現在は、体験型貸農園というも
のをしております。農業の観点から、土地を守るという観点から環境
審議会に参加させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

高木委員

高木聡ともうします。今回、小金井市商工会のほうから選出という

ことで参加させてもらっています。小金井で生まれまして、仕事のほうは、住宅資材の材木を扱っている会社でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

池上委員 東京農工大学の池上と申します。専門は再生可能エネルギーを役立てるための電力システムを専門としておりまして、この環境という分野ですと、気候変動対策というところが一番近いかなというふうに感じております。前期に引き続き、今期もどうぞよろしくお願いいたします。

小柳委員 東京学芸大学の小柳です。専門は、生態学の分野で生態学系管理や生物多様性の保全に係る研究をしております。生きものの保全の観点からいろいろコメントなどできればと思います。よろしくお願い致します。

長森委員 小金井市環境市民会議の立上げに参加しまして、それ以来ずっと会計担当の役員をやっています。それから、また、5年ぐらい前には、NPO法人小金井市環境ネットワークの立上げにも参加しております。小金井市は、いま第3次の環境基本計画を作っているわけなんですけど、この具体的な推進をいうのは、行政と市民の協働に係る部分が非常に大きいととらえております。協働の現場におけるものとしたしまして、よりよい計画ができるように、また、特にその推進体制の構築を念頭においてこの審議会に参加させていただいております。よろしくお願い致します。

石田委員 小金井市中町の石田と申します。私は、実は2度目でして、何人かの方はこれまでもつきあわせていただいております。あまり、古い考えで間違ったことをやらないように時代にニーズに合わせたかたちで新しい委員としてやっていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

中里委員 中里と申します。私は、何の専門知識もございませんし、バックグラウンドもございません。一市民でございます。小金井市に住んで48年になりますけれども、ずっと都心に通勤の毎日でしたので、あまり小金井市に根差しておりませんでした。定年退職を迎えまして、ここでずっと住みたいと思ったときに、やはり水の問題とか、ごみの問題、大気汚染の問題、いろいろ考えまして、環境問題がいかに重

要であるかということ再認識いたしました。今は、できるだけエコな生活を心がけております。どうぞよろしくお願いいたします。

羽田野委員 私も2期目なんですけれども、前期に引き続き、小金井市の環境に関する政策にご協力できればと思っております。よろしくお願いいたします。

平野課長 皆様、ありがとうございました。
引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
環境政策課環境係係長の山口です。

山口係長 よろしくお願いたします。

平野課長 環境政策課環境係主査の荻原です。

荻原専任主査 よろしくお願いたします。

平野課長 環境政策課環境係主事の鳴海です。

鳴海主事 よろしくお願いたします。

平野課長 計画策定の支援をお願いします(株)プレック研究所です。

プレック研究所 よろしくお願いたします。

平野課長 それでは、これから審議を進めていくにあたり、小金井市環境基本条例施行規則第2条第2項の規定に基づきまして、議事を取り仕切っていただきます会長及び副会長を互選にてお決めいただきたいと思っております。

なお、会長職は慣例で毎回、学識経験者の方にお願させていたしております。

まず、会長の互選について、どなたか立候補して下さいます方、または推薦して下さいます方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

はい、池上委員。

池上委員 東京農工大学の池上です。昨年度まで副会長を務めさせていただきました。ですので、会長職に立候補したいと思います。どうぞよろしくお願致します。

平野課長 ありがとうございます。それでは、会長は池上委員にお願することといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平野課長 皆様のご同意がいただけましたので、会長は池上委員にお願する

ことと決定いたします。

それでは私の役目はここで終了させていただき、会長とられました池上委員に一言ご挨拶をいただいた後、議事の進行をお願いしたいと思います。池上委員、会長席へお願いいたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

池上会長 それでは、これから2年間、本審議会の会長職を務めさせていただくことになりました池上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、これからの審議を進めていくにあたりまして、会長職を補佐していただきます副会長を1名、互選にて決めさせていただきたいと思います。

どなたか立候補してくださいます方、またはご推薦してくださいます方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

はい、小柳委員。

小柳委員 小柳です。昨年まで委員としてお世話になりましたので、副会長に立候補させていただきます。

池上会長 ありがとうございます。それでは、副会長は小柳委員をお願いすることといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

池上会長 皆様のご同意がいただけましたので、副会長は小柳委員をお願いすることと決定いたします。それでは小柳委員、一言お願いいたします。

小柳副会長 こういう環境審議会での委員の経験もまだそんなにないんですけども、至らない点も多くあるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

池上会長 どうぞよろしくをお願いいたします。小柳委員、こちらのほうをお願いいたします。

移動する間ですけど、マイク、かなり指向性が高いようですので、折り曲げて低めに、向きを口のほうに向けていただくとマイクがよく入るかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速、本日の議題に入りますが、それに先立ち、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

山口係長 事務局です。では、座ったままで失礼いたします。

資料、合計14点ございます。本日配付いたしました資料としては、

A4、1枚の次第、報告事項に関連する資料といたしまして、資料の4から12を配付いたしております。また、議題に関連する資料1から4については、事前配付のものを本日お持ちいただいていることと思います。大丈夫ですね。なお、誠に申し訳ありませんが、資料4が2種類存在しております、事前に配付いたしました資料4につきましては、他の資料番号との関係から、参考資料と読み替えていただきますよう、お願いいたします。申し訳ございません。資料番号で言いますと、資料の項目、第3次小金井市環境基本計画素案（骨子案）というものに資料4と振ってございますが、こちらを参考資料と読み替えていただきますようお願いいたします。

また、本日、その他の参考資料としまして、3種類、資料を配付してございます。資料の左肩に1から3までの番号を付してございますので、御確認ください。参考資料1が、第9期小金井市環境審議会委員の名簿、一枚めぐりまして、参考資料2としまして小金井市環境基本条例の抜粋。参考資料3といたしまして、本日の議題8の報告事項になるんですけれども、この報告項目の質問票、この3点を別途配付いたしました。御確認ください。

すみません。あと、事前に資料として間に合わなかったんですが、資料3「基本目標6：3R推進で循環型のまちをつくる」といったカラーのものも、本日、配付させていただきました。

お手元に不足等ございませんか。そうでしたら、資料の確認は以上でございます。

池上会長 ありがとうございました。

それでは、今回は新しい委員の方もいらっしゃいますので、新しい委員就任後、初の審議会の開催となりますので、議題に入る前に、まず、小金井市の環境政策の現状についてというのを事務局から説明をお願いいたします。

山口係長 事務局です。

今回は第9期審議会の初回でございますので、本審議会を含む小金井市の会議の原則及び本審議会の役割等を説明させていただいた後、小金井市の環境施策の現状につきまして、簡単ではございますが、説明をさせていただきたいと思っております。多少説明が長くなりますので、

すみません、着座にて失礼いたします。

まず、小金井市会議の原則及び小金井市環境審議会の役割でございます。環境審議会は、小金井市市民参加条例第2条第3項に規定する附属機関等の会議として規定されておりました。その運営につきましては、特別な理由がない限り、会議の公開、会議録の作成、会議録の公開等の原則に則って、開催をしていくところでございます。

会議の公開につきましては、会議の開催中に傍聴席を設置し、傍聴者も委員の皆様にお配りさせていただいている資料と同様のものを御覧いただきながら、会議を傍聴していただく形をとっております。また、傍聴に来られた方には、意見提案シートというものを御用意してございます。これは、今回を含む審議会の検討内容などについて、傍聴の結果、意見提案があった場合には事務局まで御提出いただくもので、次回審議会開催日の10日前までにシートの提出があった場合は、次回の委員会へ資料として提出いたしますので、あらかじめお知らせさせていただきたいと思っております。

次に、会議録の作成につきましては、1、全文記録、2、発言者の発言内容ごとの要点記録、3、会議内容の要点記録の3つの方法から、本審議会では全文記録を選択してございます。会議録の公開につきましては、会議録を作成し、ホームページや行政資料室で公開するために、委員の皆様のお発言にお間違いがないか事前に御本人に御確認いただきまして、次回の会議の開催のときに、その会議録を公開することに御異議がないかどうか御了承いただいた後、公開することとしております。

以上、会議の運営につきまして御了承いただければと思っております。

それでは、新たに委員となられた方には事前に別途事前配付させていただいておりますが、お手持ちでしたら、この3つの冊子をお手元に御用意ください。第2次小金井市環境基本計画、緑色の冊子でございます。続きまして、小金井市環境報告書平成30年度版。小金井市地球温暖化対策地域推進計画改訂版、ピンクの冊子でございます。こちらはお手元に御用意いただける場合はよろしく願いいたします。

まず、小金井市環境審議会の役割について説明いたします。お手数ですが、お手元に配付いたしました参考資料2、A4の1枚物の小金

井市環境基本条例抜粋を御覧ください。参考資料の2枚目でございます。環境審議会は環境基本法で市町村がその条例により設置することができるものと定められております。その法律に基づく形で、小金井市環境基本条例第26条に基づき、市の環境の保全等に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として小金井市環境審議会が設置されてございます。その役割は、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること、環境の保全等施策に関すること、その他、環境の保全等に関する重要な事項について調査審議することとされておりまして、それ以外にも環境の保全等に関する重要な事項について意見も市長に述べることができるとされてございます。

具体的に申し上げますと、緑の冊子、小金井市環境基本計画、お手元に御用意いただいている場合は78ページを御覧ください。環境審議会は、この図にございますとおり、小金井市環境市民会議、環境基本計画推進本部とともに、環境基本計画の推進に関わる主体となっております。

ここで環境基本計画について少し御説明をさせていただきたいと思っております。先ほど資料4を参考資料に読み替えをお願いしました、第3次小金井市環境基本計画素案（骨子案）をお手元に御用意ください。こちらの、1枚めくって1ページ目でございます。小金井市環境基本計画についての記載がございます。小金井市環境基本計画は、「小金井市環境基本条例」に基づき、小金井市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定め、行政・市民・事業者等のあらゆる主体が、それぞれの立場あるいは協働で環境への負荷を低減し、環境保全に取り組んでいくための計画です。

現在は第2次計画期間でございまして、令和3年3月に現在の第2次計画期間が満了するため、第3次計画について昨年度から本審議会においても御審議をお願いしているところでございます。計画の位置づけとしましては、本市の基本方針に定める小金井市基本構想・基本計画を上位計画とし、国や都の計画や市の関連計画と相互に連携を図るものです。関連図につきましては、1ページ目の図を御確認いただければと思います。現在の第2次小金井市環境基本計画は、平成27年度から令和2年度までの6年間の計画となっておりまして、昨年

度、令和元年度からは、令和3年度から10年間の計画期間となる第3次環境基本計画の策定に向けて検討を開始し、先ほどの参考資料、第3次小金井市環境基本計画素案（骨子案）の作成に至る御審議をお願いしたところでございます。

また、小金井市地球温暖化対策推進計画におきましては、環境審議会は、地球温暖化対策地域推進計画の点検評価を行う役割も定められてございます。

環境審議会の主な役割につきましては、以上でございます。

それでは、引き続き、本市の環境政策の現状につきまして、本日は、本市の環境施策に係る計画部分を中心に説明させていただきます。各計画等の概要を説明いたしますが、時間の都合上、駆け足の説明となりますので、詳細の中身につきましては、ページ番号等をお控えいただくか、後ほど事務局までお問合せいただくなど、御確認をしていただければ幸いに存じます。

最初に、この環境審議会と一番密接な関係がある第2次小金井市環境基本計画の概要を説明いたします。第2次小金井市環境基本計画を御用意ください。緑の冊子でございます。第2次小金井市環境基本計画は平成27年度から令和2年度までの6年間で、小金井市が環境基本条例の基本理念実現のためにどのような施策に取り組んでいくかということについて記載している計画でございます。

大きく分けまして、8つの基本目標及び5つの重点取組から構成されてございます。環境基本計画37ページを御覧ください。37ページを御覧いただきますと、第4章の取組の展開、4-1、取組の体系でございますが、こちらに8つの基本目標及び5つの重点的取組を掲げてございます。基本目標それぞれは割愛させていただきますので、御確認ください。

続きまして、40ページからは基本目標に対する基本施策と取組方針を、続きまして、42ページからは具体的な取組内容について記載をしてございます。

申し訳ございません。37ページまでお戻りください。8つの基本目標を複数の視点から効果的に達成するための重点的取組としまして、5つのテーマを掲げてございます。73ページをお開きください。7

3 ページにはそれぞれのテーマ別の取組概要について記載してございます。こうしたテーマに取り組むに当たり、市民・事業者・市がそれぞれどのような行動をとるべきかということを決めたものには、小金井市環境行動指針を定めてございまして、計画と密接に関係しております。

続きまして、白の冊子、小金井市環境報告書平成30年度版を御用意いただけますでしょうか。本報告の概要を説明いたします。この報告書は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするために、市が毎年度作成しているものです。環境啓発のための各種事業の実施状況、環境基本計画に基づいて、各市の部署が行っている具体的な事業実施状況、市が毎年実施している内部環境監査の結果及び市内における生活型公害を主とした公害発生状況及び大気水質などの測定結果などを記載してございます。

続きまして、小金井市地球温暖化対策地域推進計画（改訂版）ピンクの冊子でございます。御用意ください。この計画は平成22年3月に策定いたしました。その後、平成23年の東日本大震災による国レベルでのエネルギー施策の転換等を踏まえる形で、平成27年3月に改定を行ったものです。環境基本計画と同様に、令和2年3月に計画期間が満了となることから、現在改訂作業を行っているところです。第2次小金井市環境基本計画の基本目標の一つである「地域から地球環境を保全する」に示されている考えを基本方針とする地球温暖化対策分野を集約した計画となっております。

それでは、計画の8ページをお開きください。計画で掲げる目標といたしましては、二酸化炭素排出量の削減目標を27%とし、令和2年度までに市のエネルギー消費量を平成18年度対比で14%削減するということを目指しております。そして、そのための市民、事業者、教育研究機関、市の主体的取組については、30ページを御覧いただければ記載してございますので、御確認いただければと思います。

そうしまして、40ページでは、計画を推進する上で重点的に取り組む6つの対策を示してございます。6つの重点対策としましては、40ページから順に記載してございますので、御確認をいただきたいと思っております。6つの重点対策を簡単に申し上げますと、次ページの4

1 ページに家庭の省エネルギー徹底促進、42 ページに太陽光発電機器の導入促進、43 ページに教育研究機関と連携した省エネルギーの促進、44 ページに自動車に依存しないまちづくり、45 ページに自動車による二酸化炭素排出量の削減を目指す、47 ページに緑化推進を掲げてございます。以上6項目を掲げております。

それでは、最後になりますけれども、環境政策課では、行政のみで事業を展開しているだけではなくて、市民や事業者の皆様と協働を図りながら、日々業務に当たっております。具体的に申し上げますと、小金井市環境報告書の平成30年度版、第2章の8ページにも記載してございますけれども、環境講座、環境フォーラム、環境施設見学、クリーン野川作戦の環境啓発事業につきまして、平成30年度は市内の環境の市民団体であるNPO法人小金井環境ネットワークとの連携を図り、事業を展開いたしました。また、生活型公害として、市民から相談が急増している飼い主のいない猫対策につきましては、飼い主のいない猫対策要綱、飼い主のいない猫の地域猫活動ガイドラインを制定し、市民、住民、市民ボランティアとの協働により、飼い主のいない猫の不妊去勢手術、捕獲作業の支援、トイレの作り方の指導等を行っております。

市内における、市民や事業者の皆様のお力をお借りすることで、本市の環境政策はより一層充実が図れるものと考えてございます。今後も皆様の御協力をいただきながら、行政としても最大限の対応をとっていきたいと考えております。

こうした中で、委員の皆様方には、それぞれのお立場で御意見等を頂き、よりよい小金井市の環境に関する政策の展開に御協力をいただけたらと思っております。

以上、長くなりましたが、本市の環境政策の現状等について説明を終わらせていただきます。以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、以上で、次第の6番の小金井市の環境政策の現状については、終わりしたいと思います。

それでは、7番の議題のほうに入りたいと思います。まず（1）番の前回会議録について。先ほども御説明ありましたが、前回の会議録の確認ということで事務局のほうから説明をお願いいたします。

山口係長

事務局でございます。

本日、資料配付してございませんが、本議題は、令和元年12月17日の第8期審議会において開催された会議の会議録の承認についてございまして、本来であれば3月に開催予定であった第4回審議会において承認を得るべきものでございます。第4回は新型コロナウイルス感染防止のために中止とするに当たりまして、第8期の委員へは事前に会議録を配付して御確認いただきましたが、委員からの訂正等は特段ございませんでしたので、本日、本委員会において御承認いただいた後は、ホームページ等への掲載をしていきたいと考えております。以上です。

池上会長

ありがとうございます。

それでは、前回の会議録について前回の委員にそれぞれ確認をいただいて、特に意見は頂いていないということですので、この会議録をもって承認とさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

池上会長

それでは、異議がありませんでしたので、承認したということにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題（2）に移りたいと思いますが、（2）から（4）までは、第3次環境基本計画の策定に関するものになります。現在の第2次環境基本計画が、令和3年3月に計画期間の満了を迎えるということで、次期計画の第3次環境基本計画については、本審議会においても昨年度から審議を開始しておりますが、それで昨年度、今回の参考資料にあります素案（骨子案）の作成に至りました。本年度は、この計画の内容について審議を進めることになっており、来年の3月には、この第3次環境基本計画として策定を完了する必要があると思います。本年度の審議のメインとなるものになります。この（2）から（3）の議題について進めてまいりたいと思います。

まずは（2）の、前回審議会での御意見についてというところで、

事務局のほうから説明をお願いいたします。

山口係長 事務局でございます。

資料1、お手元に御用意ください。この資料は、第3次小金井市環境基本計画素案（骨子案）について、令和元年度の第4回審議会において御審議いただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から会議は開催せず、書面審査で御意見頂いたものをまとめたものでございます。事前に配付いたしましたので、お目通しをいただけていることと思いますので、詳細な資料説明は省略いたしますが、お2人の委員から御意見を頂きまして、市としての現時点における考え方というものをこの資料で示させていただいております。また、このような考えも踏まえまして、議題4についての御審議をお願いしたいと思います。以上です。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関しまして質問等ございましたらよろしくをお願いいたします。

ありがとうございます。特にございませんので、次の議題に移りたいと思います。

それでは、7の(3)、今年度の検討スケジュールについてということで、資料2番に関して、事務局のほうから説明をお願いいたします。

山口係長 事務局です。

次第7、(3)今年度の検討スケジュールにつきまして、配付いたしました資料2の説明をさせていただきます。

この資料は、今年度の本審議会におきまして御審議いただく内容を時系列でまとめたものでございます。新型コロナウイルス感染防止のため、当初の予定では、5月に開催予定であった本審議会の第1回目が本日から開催されることに伴いまして、パブリックコメントの時期を当初の10月から12月に変更することと、各種審議会の開催間隔を短縮することで、今年度内の第3次環境基本計画の策定完了を目指します。委員の皆様方には非常にタイトなスケジュールとなり御負担をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本審議会における検討スケジュールを簡単に申し上げます。

すと、本日第1回と次回第2回では、8つの基本目標について御審議いただき、第3回に次期計画の進行管理を行う推進体制等の御審議をいただく予定でございます。第4回には、資料の【参考】に、下の部分に記載してございます、学生意見交換会、市民ワークショップ、それぞれの実施結果を踏まえたパブリックコメントに供する計画書原案について御審議をいただきます。年が明けまして第5回は、パブリックコメントや市民ワークショップの結果とこれまで御審議いただいたものを総合的に反映した最終計画案と計画案概要版の検討、策定をお願いすることとなります。令和2年度の最終回である第6回では、第3次環境基本計画の改定と合わせた次期環境保全実施計画及び環境行動指針について御審議いただきます。なお環境保全実施計画と環境行動指針につきましては、御覧いただいております資料2の参考欄に説明がございます。併せて御確認いただければと思います。以上でございます。

池上会長

ありがとうございます。

それでは、質問、御意見等ございますでしょうか。

ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

それでは、7の(4)、本日のメインの議題となりますけれども、第3次環境基本計画の具体的施策の検討についてということで、資料3につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

プレック研究所

プレック研究所の磯谷と申します。資料3、第3次環境基本計画の施策体系及び施策案について、私から説明させていただきます。

前回、令和元年度第4回の審議会後、お手元の参考資料の骨子案を基に、基本施策及び下位施策の検討を進めているところでございます。現在検討中の基本目標と基本施策について表に示しております。今回の検討対象である基本目標2、基本目標6、基本目標7について太枠で示しました。赤字は骨子案からの変更箇所になりますので、御説明させていただきます。

基本目標2に関しまして、骨子案では、地下水・湧水等のモニタリング、地下水・湧水の保全、河川環境の保全、水資源の有効利用という4本の基本施策を立てておりましたが、地下水・湧水等のモニタリングと地下水・湧水の保全については、全体のバランスを見まして一つに統合

させていただきました。基本目標7ですが、7.1.7.2につきまして、省エネ・新エネの推進としておりましたが、こちらは新エネという用語を再生エネルギーの利用に変更しました。また、7.3につきましては、自動車に依存しないまちづくりという施策にしておりましたが、施策の内容を検討する中で、移動における低炭素化の推進に変更させていただきました。

2ページ目で、基本目標ごとの施策案について説明いたします。今後レイアウトについては変更する可能性がございますが、基本目標ごとの施策案の構成は、以下に示すとおりでございます。まず1番目としまして、基本目標ごとに目指すところを示します。施策や各主体の取組により実現させたい環境について示した上で、SDGsへの貢献という視点から、基本目標に関するゴールとターゲットのうち関係するキーワードを示すようにいたしました。こちらは中身については検討中のところがございますので、また改めて御報告いたします。次に、環境指標とありますが、計画を基に取組を進めて、その結果、環境がどうなったのかという環境の状態を表す指標とその現状値、目標についても設定いたします。次に、目標に対する現状・課題ということで、環境の状態や各主体の取組や意識に関する現状と取り組むべき課題についてお示しした上で、その現状・課題を受けて今後10年で実施する基本目標ごとの施策の体系を示します。基本施策ごとの施策、施策の内容と各主体の取組については、取組がどれだけ進んだかを示す取組指標を設定いたします。また、市が推進する施策の内容と市民の取組、事業者の取組をワンセットで示す形としております。

今回の検討対象である基本目標2、6、7の施策案の内容について御説明いたします。

基本目標2地下水・湧水・河川の水循環を回復する、についてです。目指す姿といたしましては、武蔵野台地の地下水、国分寺崖線の湧水、野川や玉川上水等の水辺等、本市における水循環のメカニズムや、水質改善、水枯れ対策など、水環境・水利用に関する歴史や現状が広く理解され、これまでの取組成果を共有しながら、地下水・湧水等の水循環の回復や利活用がされていることを目指します。

現状と課題といたしまして、2-1ページから2-2ページにかけて、

地下水・湧水・河川とのかかわり、地下水・湧水・河川環境の現状、地下水・湧水の保全の取組、各主体の取組や意識という形でまとめてございますが、課題といたしましては、本市の水環境のモニタリング、緑の各種制度に基づく保全や担保や雨水浸透の取組について、これからも継続していくことが重要です。また、多くの市民にさらにPRしたり、イベントや学習機会を設けていくことも重要と考えております。

このような課題を受けまして、施策の展開を2-2ページの下表に示しました。これらの施策の内容については、2-3ページからになります。施策の内容と各主体の取組ということで、まず2.1、地下水・湧水の保全に関する施策です。2.1.1地下水・湧水等のモニタリングとして、モニタリング調査の継続と結果の情報発信、市民の関心を高めるための体験イベント等を行います。次に、2.1.2住宅地等における雨水浸透の促進として、地下水涵養を促進するために、雨水浸透施設の設置・普及を進めるとともに、雨水浸透対策について、その多面的な効果についても発信していきます。2-4ページですが、2.1.3開発事業等における地下水への影響の未然防止として、条例に基づく調査を求めるとともに「地下水保全会議」による審議を踏まえながら、影響の把握や対策の評価を行います。また、2.1.4崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全についても、都や市の緑地保全制度、法制度による保全を継続していきます。

次に、2-5ページ、2.2河川環境の保全に関する施策です。2.2.1水質汚濁の発生防止として、法令に基づく規制や指導の実施、大雨時の下水の越流による水質悪化を防止するために雨水浸透貯留施設の整備を進めます。また、2.2.2水辺に親しめる機会の充実ということで「クリーン野川作戦」のような河川の保全活動、自然体験の活動の機会を増やしていったり、教育機関や団体等と連携を図っていきます。また、2.2.3流域単位での他自治体との連携ということで、野川流域連絡会をはじめとして、流域間連携を引き続き進めていきます。

2-6ページ、2.3水資源の有効利用に関する施策です。2.3.1に示すように、各種様々な団体や研究機関と連携して情報提供を行うなど、日常生活における雨水利用や節水行動を推進していくとともに、2.3.2災害時における水資源の活用ということで、非常時に雨水を

活用できる体制をつくっていきます。

池上会長 すみません、ありがとうございます。1つずつ議論していきたいと
思います。一度止めさせていただきました。

基本目標2に関する説明は終わりましたので、ここで基本目標2に
関して、御意見、御質問等頂けたらと思います。3つ、基本目標2番
と6番と7番が、本日議論するところとなっております。この議論の
ところが本日のメインとなっておりますので、積極的に御意見頂けま
すとありがたく思います。どうぞよろしく願いいたします。何かご
ざいますでしょうか。

すみません、そうしたら、私から一つ確認させていただきたいんで
すけれども、池上です。市民の取組と事業者の取組とそれ以外のとこ
ろと分かれていると思うんですけれども、それ以外のところは基本的
には市が行うことというふうに考えてよろしいのでしょうか。

プレック研究所 そのとおりでございます。

池上会長 ありがとうございます。市民の取組と事業者の取組のところに小金
井市環境配慮指針というふうにかかれているんですけれども、これは
どういうものになるのでしょうか。先ほど、小金井市環境基本計画の
位置づけの説明のところには、小金井市環境行動指針というのはある
んですが、この小金井市環境配慮指針というのとはまた別物になりま
すでしょうか。

鳴海主事 事務局の鳴海です。

今、プレック研究所さんから御説明いただいた環境配慮指針と記載
がある部分なんですけれども、これはすみません、こちらの確認不足
だったんですけれども、環境行動指針の間違いになりますので、申し
訳ありません。この2-5ですとか、小金井市環境配慮指針と書かれ
ているものは環境行動指針と読み替えていただければと思います。大
変失礼いたしました。

池上会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

羽田野委員、お願いいたします。

羽田野委員 羽田野です。環境目標2の欄の環境指標ってございますね。現時点
の候補として示すものでありと。今後検討となっておりますが、この現

状値とか目標値、この目標値はどのように設定されるんですか。例えば、何か法律で決まっているとか、そういうものがあるんでしょうか。

それから、目標値に対して現状値がどうかというのは、今後出てくると思うんですけど、具体的にどう活動するかというのもやはりこれから出てくるものなんじゃないでしょうか。ちょっとそこら辺はお聞きしたいと思います。

プレック研究所 プレック研究所の磯谷です。目標値については、設定方法も含めて今後検討させていただきたいところがございます。必ずしも法律に基づくものだけではなくて、現状から見て、これから10年間で進めていったときにどのくらいが望ましいかという視点で設定したいと考えております。

池上会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、長森委員、お願いいたします。

長森委員 2件ほどちょっと。1つは、2-2のところの地下水・湧水の保全の取組のところ、雨水・湧水が浸透しやすい自然被覆地の減少が続いていますと。農地が7ヘクタール減少ということで書いてあるんです。我々、今、緑調査をやっているんですけども、実際に、前回調査したときと比べて農地が宅地に変わっているというのが、結構目につくことがあって、胸が痛むところあるんですけども、ここの文章においては、さらさらと転用が進んでいますということだけで終わっているんですが、これには何か、対する評価とか取組とか方向性というのが出てきてもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。これが第1点。

もう1点。これは2-4のところ、崖線をはじめとする湧水源につきまして、かなり話題になっていますけれど、都道の計画がありますよね。はけにおける都道の建設の計画、これはこの区間における、もしあれがそのまま進んでいくとしたら、非常に大きなこの部分に関する緑の減少、あるいははけの湧水源の問題に関わっていると思うんですけども、都道の建設に関しては、あれは都がやることだから、全然我々には関係ないよというわけにはいかないんだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

池上会長 事務局から回答をお願いしますでしょうか。

鳴海主事 事務局の鳴海です。御質問いただいたのは、農地の転用のことに関しての記載が少ないのではないかというところだったかと思うんですが、今回、御審議をお願いしておりますのが基本目標2で、水に係る部分でございまして、次回以降基本目標1の緑を守り、つくり、育てるというものがメインで取り扱う分野になってまいりますので、そちらでまた御審議いただければと思います。併せて、緑の基本計画の改定作業というのも行っておりますので、そちらと調整を図りながら進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

平野課長 すみません、平野です。都市計画道路の件でございまして、都市計画道路の件につきましては、まだ東京都の環境影響調査のほうが出ていない状況の中で、現時点において小金井市の環境政策課として、どういった影響があるかというのはちょっと言及できない状況にございます。今後、調査内容が出てきたときに、我々としてどう考えていくかを示していければなとは思っています。以上です。

池上会長 よろしいでしょうか。

それでは、高木委員、お願いいたします。

高木委員 高木です。すみません、話が戻ってしまって、立てつけがちょっと分からなかったのもう一回改めて確認したいんですが、先ほどあった2-4ページのところで、この計画と、市民の取組、事業者の取組という、その環境行動指針の関係というのがちょっと分からないんです。行動指針というのはこうあるべきという方向性を示しているだけだと思うんですけど、計画をつくったら、市民と事業者はこういう指針で動くんだから、こう示されているんだよということを示しているということですか。その辺の立てつけが、市がやること、市民がやること、事業者がやることって言うけれども、指針というのはやることじゃなくて、そうあるべきと言っているだけであって、それをしますと言っていることじゃないんじゃないかと思ったんですけど。この立てつけというのは、そういうことでいいんですか。私の認識が違うかもしれないので、ちょっと一度確認をしたかったんです。

池上会長 事務局のほうからお願いできますか。

鳴海主事 事務局の鳴海です。環境行動指針に関しましては、市民の皆様ですとか事業者等の皆様ですとか、取組を具体化して分かりやすく示した

ものになります。その位置関係につきましては、参考資料4の骨子案の1ページ目に少し書かれているんですけども、第3次小金井市環境基本計画がございまして、皆様にお取り組みいただきたい内容を具体化したものが環境行動指針というものになっております。以上です。

高木委員　　すみません。今のことに對してなんですけれども、環境行動指針というのは、平成19年3月に示されているものですよね。今回つくろうと思っているのは、これからやることですよ。そうじゃないんですか。この第3次基本計画というのは、これからやることを決めているんですね。これからやることを決めているけれど、それはもう指針で示されているから市民と事業者はやるんだよねという考え方でいいですか。

池上会長　　私の認識だと、この第3次小金井市環境基本計画から矢印が伸びているので、これもこれから改定されるのだと思います。

高木委員　　改定されるということですね。分かりました。ありがとうございます。

山口係長　　すみません、追加で事務局なんですけれども、こういったものを事前にお配りしているかと思うんですけども、それです。お手元にございますか。でしたら、結構です。

池上会長　　ですので、この環境行動指針の大本となる計画をこれから策定するという形になります。

ほかにございませんでしょうか。

小柳副会長　　小柳です。細かいことで、これから検討されるということなんですけれども、環境指標に挙げられている野川の水質に関連して、2.2の河川環境の保全のほうも水質汚濁の発生防止も取り上げられているので、取組指標のほうにも河川環境の調査の内容だったり、調査の回数などを指標として挙げられるといいのではと思いました。以上です。

池上会長　　ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、一旦ここで切らせていただいて、次の基本目標の6番のほうに移りたいと思います。

再び事務局のほうから説明をお願いいたします。

プレック研究所　　プレック研究所の磯谷です。基本目標6、3R推進で循環型のまち

をつくる、についてご説明します。目指す姿ですが、将来にわたる安全・安心・安定的な廃棄物処理を念頭に、良好な環境を未来へ引き継ぐため、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直すことで、廃棄物の発生抑制に努め、限りある資源の循環利用、有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けて、3Rを推進する循環型都市、ごみゼロタウン小金井を目指します、としております。

2ページ目に、現状・課題について取りまとめてございます。本市におけるごみ処理の変遷ということで、本市では二枚橋焼却場の老朽化に伴う焼却炉の停止のため、平成18年にごみ非常事態を宣言するという大きな出来事がありました。また、令和2年4月より、日野市内に3市で共同処理を行う新たな可燃ごみの処理施設が本格稼働ということで、今大きな節目を迎えているところでございます。この処理施設が日野市に立地していることから、日野市民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、更なるごみ減量及び資源化に取り組む必要があります。

ごみの分別区分、収集の状況についてですが、家庭ごみにつきましては、図6-1に示すような区分、回数にて収集されております。事業系ごみについては、事業者自らの責任で適切に処理することが原則になっておりまして、小金井市の一般廃棄物収集運搬業許可事業者に依頼することとなっております。

3ページ目ですが、本市のごみの排出量ということで、ごみ非常事態宣言もありまして、小金井市さんでは早くからごみの減量や資源化の取組を実施しておられます。図6-2に示しますように、平成24年あたりまでは排出量は減少傾向でしたが、その後、横ばいの状況でございます。本市の人口は、令和5年頃まで微増傾向という予測もありますので、これからも市民一人一人が意識的に3R行動を行うことが重要です。市民1人1日当たりのごみ排出量ですが、平成30年度は全体で605グラム、その半分以上を家庭系ごみが占めておりまして368グラムとなっております。令和2年に策定された一般廃棄物処理基本計画では、令和12年度までに市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は355グラム以下というのを定めておりまして、この目標達成に向けて発生抑制を最優先とした3Rの推進が必要です。

4 ページ目、本市のごみの組成ということで、令和元年度に実施された家庭系及び事業系ごみの組成分析の結果を図 6 - 4 に示してごさいます。まず、燃やすごみの異物の混入状況ですが、単身集合住宅の混入率が高いのが目立っております。また、緑色の凡例になりますが、資源物がかなり混入しているというところも特徴的です。燃やさないごみの異物の混入状況ですが、こちらは集合住宅の異物混入率が比較的高くなっておりまして、その内容としてプラスチック類が多いというのが目立っております。

各主体の取組や意識ということで、令和元年度に実施した市民アンケートにおいては、約 97% の市民がごみの分別を実施していると回答しておりますが、上に示したように、資源物の混入などが多く見られております。これからはごみの組成にも注視していく必要があると考えます。また、マイクロプラスチックによる環境汚染の防止や食品ロスの削減の観点からも、無駄なものは買わない、もらわないという意識を徹底することが必要です。市民がふだんの生活の中で、3R 行動を当たり前に行えるような環境づくりも必要です。

事業者に関しましては、令和元年度に実施した事業所の意識調査において、ごみ減量、リサイクルに取り組む主な理由として最も多かったのがコスト削減、次いで社会的責任を果たすためでした。事業系ごみ自体の発生抑制を推進するとともに、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店の認定を促すなど、市と事業者が密に連携して 3R を推進しやすい環境をつくっていくことが必要です。

また、生ごみにつきましては、市民団体とボランティアによる生ごみリサイクル事業なども実施されており、市の事業はもちろん、今後は、市民から市民への啓発が促進されるような活動支援も重要と考えます。

このような現状・課題を受けまして、4 ページの下に施策の展開を示してごさいます。こちらは令和 2 年 3 月策定の一般廃棄物処理基本計画との整合を図ってまいります。

5 ページ目に行きまして、施策の内容と各主体の取組についてご説明します。6. 1 発生抑制を最優先とした 3R の推進に関する施策です。まず、6. 1. 1 日常生活における 3R の徹底として、市民一人一人の生活に 3R 行動が定着するように、事業や補助金制度の継続拡充を図っ

ていくとともに、市民団体との連携や奨励金の交付などの支援を行って、市民及び市民団体の3R活動を促進していきます。また、6.1.2分別、減量を徹底する啓発活動の強化として、カレンダーやアプリ等を活用した転入者にも分かりやすい情報提供や、ごみゼロ化推進委員と協働しながら、今後も3Rの取組や分別意識が向上するよう意識改革を行います。小中学校や自治会などの団体に対しては、くるカメ出張講座やごみ処理施設見学会などの環境教育学習機会を提供していきます。また、効果的な3Rを推進するために、ごみの組成分析や調査研究の実施等にも取り組み、情報提供を行います。

次に、6.1.3事業活動における3Rの推進ですが、一般廃棄物につままして、新しい可燃ごみ処理施設に事業系ごみが搬入されることを踏まえ、各事業所に対して発生抑制の推進、分別指導を実施していきます。市においても、計画的なごみ減量を実施します。

7ページですが、6.2安全・安心・安定的な適正処理の推進に関する施策です。6.2.1地域と連携した収集運搬の推進として、スムーズな収集運搬ができるようごみ出しルールを周知したり、収集車について低公害車の導入を進めたり、騒音、渋滞の対策を図ることで、周辺住民への負担の軽減に努めていきます。また、ごみを排出場所に持ち出すことが困難な方々の住宅を戸別訪問してごみ収集を行い、同時に安否確認を行うふれあい収集も推進していきます。

次に、6.2.2適正な処理、処分の推進として、ごみの種類ごとに適正処理を進めていくとともに、市が収集処理していない廃棄物については、関係機関、事業者と連携して情報交換を行い、受入れ体制の整備を進めるとともに、回収処理方法について情報提供を行っていきます。

6.3.3廃棄物処理を支える体制の確立として、可燃ごみ処理施設が日野市に立地していることから、周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減し、安全安心な環境を確保するために、関係機関や事業者と情報共有を図っていきます。また、今後も長期的に事業を続けられるよう資金面においても検討を行います。

基本目標6の施策の内容につきましては、以上になります。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、この基本目標6のところに関しまして、御意見、御質問

等ございましたら、よろしく願いいたします。

木村委員、お願いします。

木村委員 木村です。3 Rということで、大分世の中の的には、3 Rという言葉も広まってきたと思うんですけども、最近ですと4 Rですかね。そもそもごみになるようなものを家庭とかにもらわないと、お断りするという考え方も大分広まっていると思うんですけども、その辺についての取組というのは、いかがでしょうか。

プレック研究所 プレック研究所の山中と申します。4 Rの考え方や観点は、3 Rの取組という中に入れさせていただいております。また、個別計画では3 Rという言葉を使用しているので、本計画においても3 Rという言葉を使わせていただいております。

木村委員 発生抑制の一環ということであると思うんですけども、ただ芽出しというか、そういう考え方も改めて示すということも少し、新たな視点としてはいいのかなというふうに思いまして、ちょっと意見を述べさせていただきます。

プレック研究所 ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 羽田野です。分別、減量を徹底する啓発活動の強化というところなんですけれど、ちょっと市のほうにお聞きしたいんですけど、小中学生や自治会など団体に対して分かりやすく説明してって、これ何か実施するに当たっての年度ごとの目標とか、そういうのはあるんですか。

それと、実は今年の1月に所属している町内会で、市のほうから来ていただいて、ごみの減量とか分別に関する講座みたいなのをやっていただいたんですけど、そういうのを待っているのではなくて市から発信するような、あるいは各小中学校に積極的にアピールするとか、そういうことはされているのかと思ひまして、直接この計画には関係ないかもしれませんが、ちょっと聞きたいです。

柿崎部長 環境部長です。御存じのとおり、浅川清流環境組合ができたことで、この十数年間、焼却施設の見学というのが、まさに小金井市民の、特

に子供の方々にはされていなかった状況なので、そこも含めて、今、学校の教育委員会のほうには、小中学校の生徒さんを連れて浅川のほうへ見に来てくださいというようなことは、もう積極的にアピールはさせていただいています。

その中で、小金井市のごみの減量ですとか、分別の仕方とか、そういうことについては、その中でお話をさせていただいたりなんかするということは、当然ながらやっていこうと考えています。実は今週の水、木、金で、今後、その小中学生の方々、本当はもう始まっているところだったんですが、コロナの関係で施設見学もできなくなってしまっていたので、我々も見に行ったことがまだないという職員もいたので、そういうのも合わせて、少し浅川のほうの職員の人たちが研修の実践練習として、今週3日間かけて各3市の職員を呼んで研修をする中で、子供たち用の見学会もこういうふうに行うというふうな形で、今、実践で勉強している最中でございます。

羽田野委員 分かりました。ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、池上のほうから1つ伺いたいんですけども、6-1の1にありますマイバッグ、マイボトル、マイ箸の利用促進及び資源の有効活用につながる事業や補助金制度の継続、拡充を図りますというところで、継続ということがあるので、既に何かやっているということだと思っておりますけれども、実際、現状どういう政策が行われているのでしょうか。最近、プラスチックごみを減らすのにストローがプラスチックじゃなくなったりとか、カップがプラスチックじゃなくなったりというのがあると思っておりますけれども、小金井市のそういう事業者さんとかお店を営んでいる人たちに対して何かあるとか、実際にやっていることがあれば、教えていただきたい。

柿崎部長 先ほど説明の中でもあったかと思っておりますけれども、リサイクル推進協力店という形で、今、池上会長のほうが言われたマイバックの持参ですとか、そういうことをやっていただいている事業所さんについては、そういう認定制度を設けて積極的にPR、市のほうでもさせていただいているような状況もございます。

あと、マイバックについては、結構、小金井市のほうのマイバック、何種類か作っておきまして、もともとは無料であげていたりなんかすることもやっていたんですけども、現状は今、有料で売ったりとかもしていますし、ついこの間はマイ箸という形で、これはまだ実践段階ではないんですけど、職員のほうが買ったりなんかして使って、使い勝手等の検証をした上で、今後、市民の方ですとか、そういうところにも広めていきたいなということで、現状もそういう形でやっているところはやっています。

池上会長

ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

長森委員、お願いします。

長森委員

本市のごみの組成のところ、6-4のところですけど、異物混入の割合が高いということと、それから、単身集合住宅で異物混入が多いということを書いておられるんですが、これに対する対応の仕方なんです。下の施策の展開のところでは、要するに啓発活動の活性化、強化という形になると思うんですけども、実際問題、啓発活動の強化というのは非常に一般的でして、もう一步踏み込んで、例えば、小金井市の場合は異物混入の割合がほかの市に比べて本当に高いのかどうかとか、それから、単身集合住宅に対する啓発というのは一体どうすればいいんだろうかという、もう一步踏み込みが要るのではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

柿崎部長

環境部長です。要は、単身世帯、それから、ファミリー、それに住んでいるところ等々について見た中で、単身の集合住宅の異物混入が多いという形で書かれていると思います。

この単身の集合住宅の異物混入というのは、もう本当に長年の課題で、私も実際、ごみ対策課の一職員だった頃には、大体行くところは単身の集合住宅で、中には中身を見たりなんかして、その中であまりにも分別がひどい場合については、そういう人たちというのは大体何号室に住んでいるというのが分かるようなものをごみの中に入れていきますので、そういうところに貼り紙を貼って、最悪のときはその人の家のドアの前に置いておいて、ちゃんと分別をするようにというような指導もさせていただいた経験はございます。

ただ、もう一つ、単身世帯というのは、長年小金井市に住んでいるということがまずございません。例えば大学生でしたら4年間しか住んでいません。4年たつとまたそこには新しい方々が引越してきます。ですから、私たちとすれば、まず、その方々が不動産を借りるときに不動産屋さんを通じて借りているわけですから、その不動産屋に対して我々は大体カレンダーをお渡しして、その場で一応不動産屋さんともお話をしながら、不動産屋さんのほうからごみの出し方について、まず教育というか、お願いをしていただくような、そういう方法もとっております。具体的には大体そんなような感じのことを、今もやっていると思っております。

池上会長

ありがとうございます。

高橋委員、お願いいたします。

高橋委員

どこで話すべきかちょっと迷っちゃったんですが、冒頭、環境部長さんからの話で、市民が小金井市の魅力をどういうふうにかけているかということが出されたかと思えます。非常に大切な点を話されたのかなと思ひまして、今回、この基本計画は第3次ですよね。それで1次、2次やられてきて、新たに3次という中で、この環境計画マニュアル、多分これマニュアルに沿って書かれていますから、がんじがらめな点もなくはないのかなと思ひますけれども、項目が多岐にわたりますよね。今回、先ほど環境部長の話の中のように、これから、今までとは違う何か新しい施策を講じないといけない時期なんだというふうにするならば、3次の改訂計画の中に、これとこれはもう今回の計画の柱なんだよというのを植え付けるぐらいの勢いがあるのかなというふうな思いがあるものですから、部長の挨拶にあったのかなというふうに類推するわけです。

ちょっと混乱を招いちゃうかもしれませんが、そもそも今日、基本目標の2と6と7を審議することにされたわけですが、これは過去のいきさつからそうなったのかも分かりませんが、順番も総論的なこともちゃんと議論したほうがいいのかと思うんですね。多分、委員さんのお考えや何かあっちこっちとあると思うので。今回の第3次で、何を重点的にやるべきかなんてことを、この審議会で議論いただいて、非常に特徴的な第3次計画をつくるのか、あまり大騒ぎせん

でもいいよというなら、それはそれでいいんですけども。というのをちょっと感じた次第であります。

したがって、順番は問いませんが、何かそういう総論的なところもある程度この審議会で議論したほうが、各委員さんの意見も出やすいのかなと思うので、そういう工夫がとれるならぜひお願いしたいと、お願いでございます。

池上会長

ありがとうございます。

事務局、何かありますでしょうか。

平野課長

環境政策課長の平野です。ありがとうございます。環境基本計画は、冒頭申し上げたとおり、環境基本条例の基本理念を具体化するための計画という意味では、環境基本条例の8項目を具体化していくというのは変わらないんですが、今、委員に御提案いただいたとおり、それをやりつつも、メインとなるようなテーマというのを掲げるという考え方もあるとは思いますが。例えば、今時代で合わせれば、温暖化対策が特に大きな項目とっておきまして、ただ、ここは温暖化の計画も別出しで個別にありますので、またそういった部分も含めて、この委員会の中で、例えば、全ての基本条例に基づく内容を具体化する計画としつつも、今回ここを一番大きなメインにしていきたいなというような議論があれば、その辺は我々としても検討したいなと考えております。以上です。

池上会長

ありがとうございます。

この基本計画の中というのは、個々の基本目標とは別に、最初のほうというのは、これまでとの違いとかそういったものがあると思ってよろしいんですかね。そういう中には今回の策定の特徴みたいなのは出てくると思ってよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、ここで一旦、基本目標6に関しては切らせていただいて、続いて、基本目標7のほうに移りたいと思います。

また、事務局のほうからよろしく願います。

プレック研究所

プレック研究所の磯谷です。

基本目標7 エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる、について御説明いたします。事前配付資料3の7-1ページになります。

目指す姿ですが、日常生活や事業活動、住まい、移動手段の中で、省エネルギーや再生可能エネルギー利用が推進され、低炭素で循環型のライフスタイル・ワークスタイルが浸透していることを目指します。また、気候の変動は起こりつつも、その影響に上手に適応することで、変わらず快適な生活を送ることができるまちを目指します。

現状・課題ですが、まず、地球温暖化による気候変動の現状と将来予測ということで、今まさに、九州での記録的な大雨による被害などが広がっているところがございますが、気候変動に伴う影響というのは既に出始めております。I P C Cの第5次評価報告書では、二酸化炭素の累積総排出量と世界平均地上気温はほぼ比例関係にあるということが報告されており、また、将来どのような温室効果ガスの濃度のシナリオを当てはめても、21世紀末の気温は上昇するという予測がなされております。そのため、温室効果ガスの排出量を削減する緩和策と、気候変動による影響から生活や事業活動を守るための適応策を、両輪で進めていくことが重要になります。

2015年のパリ協定で、世界共通の目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度より十分下方に保持、1.5度に抑える努力をすることが合意され、国や都においてもそれを受けまして、大幅な温室効果ガス排出量の削減に向けた動きが進んでおります。

一方で、本市における温室効果ガスの排出量と将来推計を見ますと、2012年頃から排出量自体は減少傾向にありまして、将来にわたっても若干減少していくという予測になっております。しかし、気候変動によるリスクを極力抑えるためには、二酸化炭素の排出量削減に向けてさらに意欲的に取組を進めることが必要になってきます。また、部門別排出量の特徴を見ますと、民生家庭部門、民生業務部門の割合が高くなっておりますので、これらの部門からの排出量の削減が引き続き重要となります。

また、各主体の取組や意識についてですが、市民や事業所における節水、節電行動や、徒歩や自転車、公共交通の利用については浸透してきており、今後は省エネ機器や再エネ利用設備などを導入しやすくなるような支援が必要です。また、気候変動適応という言葉自体の認知度が低いいため、気候変動のリスクやそれに対する適応の重要性に関する普及啓

発が必要です。

現状・課題を受けた施策の展開を7-3ページの下に示しました。こちらについては、現在策定中の小金井市地球温暖化対策地域推進計画との整合を図ってまいります。

7-4ページから施策の内容と各主体の取組についてご説明します。

7.1、日常生活における省エネ・再エネ利用の推進の施策の内容です。7.1.1省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進、7.1.2省エネ住宅の普及促進、7.1.3低炭素化につながる行動の促進ということで、それぞれ省エネ・再エネ機器の性能、効果、また、補助金制度等に関する情報提供、普及啓発を行うとともに、市としても支援策を拡充していきます。

7-6ページに参ります。7.2、事業活動における省エネ再エネ利用の推進に関する施策です。こちらも市民同様、7.2.1省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進や、7.2.2省エネ建築物の普及促進、7.2.3低炭素化につながる活動の促進として各種情報提供や補助金制度の検討などを行うとともに、環境マネジメントシステムなどの取組に対するインセンティブの検討なども行います。

次に、7-8ページですが、7.3、移動における低炭素化の推進に関する施策です。7.3.1交通手段の転換の促進として、公共交通機関や自転車、徒歩が利用しやすくなるような取組を推進していきます。また、7.3.2自動車を利用する際の低炭素化を促進するために、次世代自動車の性能や効果などの情報提供を行います。また、急速充電設備などの整備を行い、次世代自動車を利用しやすい環境づくりを検討します。

7-9ページ、7.4気候変動適応策の推進に関する施策です。こちらは、先ほども適応に関する認知度が低いということを説明いたしましたが、まずは、7.4.1気候変動に関する普及啓発として、気候変動による影響や適応の必要性、適応策の内容について、様々な媒体を通じて普及啓発を行っていきます。次に、7.4.2気候変動に関する影響の把握ということで、現状起こっている影響の把握を行っていきます。また、7.4.3気候変動による影響・リスクの低減として、適応策の技術動向や対策に関する情報を収集し、情報提供するとともに、自然災害対策、

インフラの点検及び計画的な修繕、ライフラインの確保等、ヒートアイランド対策についても推進していきます。

基本目標 7 に関する施策の内容の説明は以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等よろしくお願いたします。

すみません、池上ですけれども、もしかしたら、これ前回のメール審議会のときに言う必要があったのかもしれないんですが、参考資料のほうの最後の A 3 の紙の右上にもあるんですけども、今回の 7 の中の、日常生活における省エネ・再エネ利用の推進というのと、事業活動における省エネ・再エネ利用の推進というのが、中を見るとほとんど同じで、Z E H が Z E B に変わっているとか、H E M S が B E M S に変わっているとか、そういうレベルしか違ってないので、そういう意味では、今回の参考資料にあるように、ソフト対策、ハード対策というような分け方のほうが、違ったものが並ぶんじゃないかなと思いました。というのが一つです。

恐らく、今回、この最後の適応策というのが新しいところじゃないかなと思うんですけども、ちょっと細かい点で言うと、7.4.1 の気候変動に関する普及啓発というよりは、気候変動への適応に関する普及啓発とかしたほうがいいかなというのと、あとは、この気候変動への適応を市民がどのくらいこう考えないといけないのかというところもよく考える必要があって、やらないといけないのは恐らく市の政策というか、いろんな対策を、恐らく環境の部署だけじゃなくて、いろんな部署と連携して、それこそ廃棄物もそうですし、災害対策、水害対策とか、そういうところも考えないといけないというところで、市が取り組むこととして必要であるのでここに載せるのはいいと思うんですけど、市民とか事業者がどのくらいこれを意識、それに関連する事業者はもちろんそうですけれども、どのくらい意識しなければいけないのかなというのを少し感じました。もちろん熱中症とか、一番のところ、単純に適応策という枠組みだけじゃなくても大事なことというのはいっぱいあると思うんですけども。すみません、感想です。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員　　今の意見に賛成なんですけれども、市民の取組とか事業者の取組とか、それぞれのページにいろいろありますけれども、やはりこれは市民に取り組んでもらわなくちゃいけない、どうやって徹底して知ってもらうかというのが最終的な段階ですごく必要なことじゃないかなと思うんです。だから、そういう取組方法とかも一緒に考えられていけたらいいんじゃないかなと思います。以上です。

池上会長　　ありがとうございました。
ほかにございませんでしょうか。
木村委員、お願いします。

木村委員　　木村です。すみません。ちょっと再エネ関係で、もしということでお話しさせていただきたいんですけれども、これ東京都全体もそうなんですけれど、やっぱり家庭部門でCO₂を減らすというのは非常に難しいという課題があるというところで、こちらの計画のほうにも省エネ住宅ですとか、再エネ機器の導入というのを書いていただいているんで、それはそれでやっていただくということは大事だと思うんですけれども、やっぱり家庭で使うというエネルギーはほとんど電気が多いということになると思いますので、今も少しずつですけれども、再エネを使った電気を供給する新電力さんというのも増えてきているということがありますので、そういったエコな電気の利用というのを市民の方に普及啓発するといったような取組も、今後さらに力も入れてもいいんじゃないかなというふうに考えてございます。以上です。

池上会長　　ありがとうございました。
ほかにございませんでしょうか。
中里委員、お願いします。

中里委員　　中里です。再エネルギーなんですけれども、例えば電力会社を交換すると言いましても、使い勝手が煩雑になったりしてスムーズにいかない部分があるかと思うんですね。その辺は、やはり公的な機関が推奨するわけにはいかないんでしょうけれども、大きな流れとしてやはり作っていただければ、そちらに第一歩が踏み出せると思うんです。個々としては、本当にこの10年を比べてみても、明らかにもう灼熱の状態になっております。できる植物なども全く違ったものになって

おりますから、目に見えて温暖化は進んでいると思います。ですから、個人の力と行政を合わせて、何か流れを大きく変えていくような力は欲しいと思います。

池上会長 ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。

長森委員、お願いします。

長森委員 長森です。7-2、本市における温室効果ガスの排出量と将来推計で、非常に淡々と、2030年度、令和12年度には、下から6行目ぐらいですけど、2013年、平成25年比で10%削減となる見込みですということですが、基本目標7で、小金井市としては、10%下がっているからこれでいいんだというふうに言っているようにもちょっと見えるし、あるいは、さらに何かやらないといけないのか、その境目がよく見えない。例えば、これは20%減らそうと思ったら、かなりのこともやらないといけないと思うんですよね。果たして小金井市は何を目指すのかというのはあまりここでは見えてなくて、なりふりのいいというような書き方しておられるように見えるんですけど、いかがでしょうか。

池上会長 事務局から何かありますでしょうか。

荻原専任主査 環境政策課、荻原です。そこにつきましては、もちろん、今後より一層減らしていく、ここまででいいということはありません。より減らしていくような施策を打ちながら、その計画を今つくっているわけですけども、温室効果ガスの排出量を削減するというのがどれだけ難しいことなのか、大変なのかということも皆さん御存じかと思うんですけども、その辺を大きな数字の目標を立ててしまうと、やはりただの形だけの計画になってしまうので、実際にできそうな範囲でより大きな目標というところを、今後の策定委員会のほうで皆さんの知恵をお借りしながら決めていきたいと考えております。

池上会長 石田委員、お願いします。

石田委員 今の話に絡むんですけど、これで何パーセント、これで何パーセント、これで何パーセントというのは、ある程度具体的な提案になるのですか。それとも、どっちかという一般的ななっちゃうんですか。具体的にこれで3%、これで5%とか、そういうようなものがないと、

例えば今出てきた10%というのは結構難しいかなという気もするんですけど、その辺、検討はどういう具合にされているんでしょうか。

荻原専任主査 荻原です。もちろん、どういうことをしたらどの分野からこれぐらい減らせるだろう、こういうことしたらこの分野からこれぐらい減らせるだろうというようなところで、積上げ方式で行って最終的に全体でこれぐらい減らせるんじゃないかというような目標の立て方になっていくかと思います。どの分野をどれくらい減らせるかとか、どういうことをやったらどれくらい減らせるんだというような検討は、今後の策定委員会の中でもんでいきたいと思っております。

池上会長 ありがとうございます。

CO₂排出量が非常に難しいのは、エネルギー消費と関連しているところは、産業活動というか経済活動に比例するところもありますので、例えば今年とかだと、恐らくCO₂大幅に減るとかあると思いますし、人口が増えていったほうがいいということであれば、増えていくなりにエネルギー消費が増えるでしょうから、さらに減らす、効率をよくする必要があるとか、そういったところもありますので、単純に数字が上がった下がったというところでは、なかなか評価するのは難しいかなと思います。別のところで議論した結果がまた反映されるということですね。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

池上からもう一つ。市の政策とか補助金とかそういう政策は見えてきたんですけども、具体的に市の所有する建物というのもかなりの数、小学校、中学校、あるいは市役所等と市の建物があると思うんですけども、そういったところの具体的な取組もあってもいいかなと。事業者をお願いするだけではなくて、見本となるようなものがあると、こういう対策があるんだ、こういう機器があるんだという見本にもなるかなと思いますので、市の建物には何か積極的にそういうのを取り入れてもらえるといいかなと思ったんですが、これも検討いただけたらと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

小柳委員 全体としてなんですけれども、今回、全体の計画それぞれに市民の取組、事業者の取組というのが掲げられていたんですが、そこに何か市

の取組というのはあってもいいんじゃないかなと、これまでの意見も踏まえて、思いました。以上です。

池上会長 そういう意味では、恐らくこの数字が書いてあるのは、基本的には市の取組と考えてよろしいんですね。市がこういう普及促進を進めていきます。

平野課長 すみません、少し総論的な話になってしまうんですが、本日お示しさせていただいたこの案では、施策がずらっと並んでいまして、最初に市の施策があって、次に市民の取組、事業者の取組というような構成にさせていただいていまして、現在の第2次の環境基本計画では、ここまで明確に市民の事業とか事業者の取組という書き方はしていないんですね。

何であえてこういう書き方をしたかというのと、温暖化対策なんかだとすごく分かりやすい部分もあるんですが、環境に関する保全ですとか改善という取組は、もちろん市がリーダーになって進めていくというのは当然のことなんですが、なかなか市の事業だけではこの全体を改善していくというのは難しく、市民の皆様一人一人、事業者の皆様一人一人に行動していただいて初めてボトムアップができる行動だと思っております。そういった意味では、この市の計画ですとか行動ですとかというのをまず皆さんに知っていただいて、行動いただくことが一番重要なんだと思っていまして、今回の第3次基本計画では、そういった部分を少し色濃く出していければなという思いがあります。

そういった意味では、もともと環境基本条例にも市の責務、市民の責務というような書き方をさせていただいているんですが、計画の中でもそういった形で少し分かりやすく、皆さんと一緒にこういったことをやっていくとこういう形でボトムアップして、温暖化であれば、例えばこういった二酸化炭素の排出が削減できますとか、そういった表現ができると一番いいのかなとは思っております。

そういった形で、なるべく市民の皆様の手にとっていただいて、こういうことをすればいいのねというのが分かりやすいような計画になればいいなと思っておりますので、そういった作りで今一応お示ししているつもりなんですが、まだこういった部分で分かりにくいというお話があれば、ぜひそういった意見も頂く中で、最終的につくり上げ

るものがそういう形になっていけばいいなど、私のほうでは考えております。以上です。

池上会長 ありがとうございます。

 中里委員、お願いします。

中里委員 中里です。今のお話に関連して、一主婦として申し上げるならば、ごみ問題くらい丁寧に詳細に、頻度を上げて御連絡を個々の家庭にいただければ、大分注意喚起というのは違うと思うんですね。ですから、今後の方針として、そういう形をとっていただければありがたいです。

池上会長 ありがとうございます。

 ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

 石田委員、お願いします。

石田委員 石田です。7－8ページに、移動における低炭素化の推進、ここに関しては、結構新しい都から来た要求事項だと思うので、今後の検討事項というような形の色合いがかなり強いのかなと思うんですけど、これって特別な、例えば、審議会みたいなのを立ち上げて推進するような形を想定されていますか。それとも、この中で、あるいは特別そういうものはつくらずにやっていくような形を想定されているんですか。例えば、温暖化だったら温暖化専用の審議会がありますね。そういう形は考えてられるかどうかだけは、単に知りたいだけなんですけれど。

荻原専任主査 気候変動の部分ですか。

石田委員 気候変動というよりは移動における低炭素化の推進って、これは東京都が去年の12月ぐらいに指針を出してきて、東京都の各自治体にやりなさいというような提案だったんだというぐらいに私は記憶しているんですけど、それは難しいのか。間違っているのかもしれませんが。ゼロエミッションビークル、ZEVっていうやつは、2019年の12月なので、すごく新しい提案ですよ。ここにちゃんと入れているからすごくいいんですけど、これをやるとしたら結構大変かなという気もあって、専用にそういう審議する場を市としてつくって進めるか、あるいはもうそこまでは必要ないという具合に考えているか、それとちょっと伺いたかったので。

荻原専任主査 荻原です。ここにつきましては、やはり市民への、こういうものが

ありますよ、こんな環境にいいものがありますよという周知にとどめたい。やっぱりコストがまだまだ高いものですから、それを買ってくださいというのは簡単なんですけれども、なかなか簡単には手に入るようなものではないので、そういうインフラとかその辺が進んでいかないとコストもまだまだ下がっていかないものですから、その辺についてはこういうものがありますよというような周知になってしまうのかなというふうに思います。

石田委員 分かりました。ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

小柳委員、お願いします。

小柳副会長 小柳です。さっきの件に関してなんですけれども、市として具体的にどういう事業があったり、補助金制度があるのかみたいな質問も途中で出ていたかと思うんですけれど、この最後の市民の取組、事業者の取組のあたりに、市の取組として関連する具体的な事業のリストを上げていただいたりとか、そういうのがあると、これに応募すればいいのかなとか、いろいろ参考になるかなと思いました。以上です。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、時間も少なくなっておりますので、この基本目標7に関してもこれで終わりしたいと思います。

それでは、議題はこれで終わりになりまして、次第の8番の報告事項に入りたいと思います。

事務局のほうからよろしく願いいたします。

山口係長 事務局、山口です。

今回、令和2年度、初めての審議会でございますして、報告事項が非常に多岐、大量にわたってございます。したがって、これから報告させていただきます項目の御質疑等は、本日配付いたしました参考資料3、お手元に御用意いただけますでしょうか。こちらが報告項目の内容と、御質疑等ある場合のシートとなっております。こちらを次回までに御質疑等ある場合は事務局までお知らせいただきまして、次回委員会において結果等を配付させていただくことにさせていただきます。

きたいんですけれども、いかがでしょうか。

池上会長 事務局のほうから提案がありました。皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、そのようにしたいと思います。皆様、質問のほうは次回に御持参いただくということにしたいと思います。それでは、報告のほうをよろしくお願いいたします。

荻原専任主査 環境政策課、荻原です。

まず、資料4、小金井市令和元年度エコドライブ教習会実施結果について御説明いたします。毎年5月、それから、11月に4回ずつ、計8回、24名の市民の方を募集して行っておりますけれども、今年度につきましては、当日1名欠席の方がいらっしゃいましたので、参加者23名となっております。

どんなことをやっているかという、最初に、ふだんの運転をしてくださいという形で一定のコースを走っていただいて、そのときに燃費計測します。その後は教習所に戻ってきまして、座学でエコドライブとはこういうことをやってください、こういうものですよというのを聞いていただいて、では、それを実際に実践してみましようという形で教習所内で少し練習した後に、また最初のコースをエコドライブをフルに駆使して走っていただいて、エコドライブをすることによってこれだけ燃費の改善率が上がるんですよというようなことを実感してもらおうというものでございます。

本年度につきましては、23名の方の平均改善率が24.2%となっております。例年大体25%前後の改善率が見受けられておりますので、今年の参加者につきましても例年どおりの改善が見られたというところでございます。以上です。

それでは、次、資料5を御覧ください。今度は環境啓発事業の報告になります。小金井市の環境啓発事業といたしましては、3つ、クリーン野川作戦といって野川の清掃活動、それから、環境フォーラム、環境施設見学会と、この3つの事業を行っております。

1つ目のクリーン野川作戦なんですけれども、昨年度は5月25日の土曜日に野川公園のほうで行いまして、市民の方、参加者218名御参加いただきました。

次に、環境フォーラム2019につきましては、11月23、24

の2日間行いました。ちょうど雨風がものすごく、なかなか外でやるイベントなんかは人が集まらずに大変だったんですけれども、それでも事前にやったイベント等も含めて、プレの企画等も含めまして、323名の市民の方に御参加いただきました。

それから、環境施設見学会につきましては、本当は2月26日に今回、環境フォーラムのテーマでもあったんですけれども、環境と防災ということで、江東区のほうにあります「そなエリア東京」といったところと「しながわ防災体験館」の2か所の防災体験施設へ見学に行く予定だったんですけれども、コロナウイルスの関係で残念ながら中止となってございます。以上でございます。

次に、3番目です。ダイオキシン類の調査について、資料6を御覧ください。こちらにつきましては、夏季と冬季の年に2回、小金井市の東センター屋上と保健センターの屋上、2か所で測定しております。測定結果につきましては、6ページを御覧ください。それぞれ測定結果が出ていまして、令和元年度の平均値が0.018ピコグラムという数値になっておりますが、上に書いてあります環境基準0.6ピコグラムと比べましても、環境基準の33分の1ぐらいの値となっております。こちらも以上で報告のほうを終了いたします。

次に、4番目の自動車騒音常時監視調査結果につきまして、資料7を御覧ください。こちらは本年度につきましては、2ページ、3ページを御覧ください。連雀通りの一部、東八道路の一部、それから、新小金井街道の一部の3か所で、3ページ目の青いラインのところなんですけれども、この3か所について面的に評価しております。評価結果につきましては、23ページのほうに出ているんですけれども、全戸数2,997戸、この中で昼夜ともに環境基準値以下だった割合が88.5%となっております。昼夜ともに環境基準を超過したところは4.7%というような結果となっております。簡単ですが、こちらは以上で報告を終わらせていただきます。

次に5番目、道路交通騒音振動の要請限度調査結果について、資料8、同じファイルの真ん中あたりに黄色い紙が挟まっているかと思うんですけれども、その後になります。こちら要請限度のほうは市内にあります5本の都道について、騒音と振動の調査をしております。その

調査結果は13ページを御覧ください。連雀通り、それから、新小金井街道の夜間において、一部環境基準を超えてしまったところがございますが、要請限度のほうは全て満たしておりました。これが騒音のほうです。それから、振動の測定結果のほうは20ページでございますけれども、こちらのほうは全ての地点で要請限度を満たしておりました。こちらでも簡単ではございますが、以上で報告のほうを終了させていただきます。

それから、報告事項の6番目、大気質調査について、資料9を御覧ください。こちらは毎年2月に、自動車の排気ガスなんかによく含まれている二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、年に1回測定しております。二酸化窒素は、住宅地点31地点と道路交通沿道のところで19地点の、合わせて50地点で測定しております。3日間やっております。その結果は5ページのほうに出ていますが、住宅地域31地点の平均値が0.011ppm、それから交差点沿道地域の19か所の平均値のほうは0.015ppmとなっております。こちらでも環境基準を大きく下回っております。それから、浮遊粒子状物質につきましては、10ページを御覧ください。こちらは新小金井交番と武蔵小金井の駅前交番と2か所で3日間測定しております。こちらでも結果につきましては、3日間平均値が武蔵小金井駅前交番で0.020ミリグラムパー立米、それから、新小金井交番のほうは0.016ミリグラムパー立米で、環境基準を大きく下回っております。これも簡単ではございますが、報告のほうを終了させていただきます。

鳴海主事

環境政策課の鳴海です。

8の(7)地下水位測定について報告させていただきます。資料10を御覧ください。地下水位測定については、令和元年度に開始した事業となります。1ページを御覧ください。1.4、調査場所に記載されておりますとおり、市内11か所の水位を毎月下旬に測定するものになります。結果については、5ページを御覧ください。5ページのグラフ、棒グラフが降水量、折れ線が地下水位となっておりますが、降水量に応じて地下水位が変動していることが読み取れます。なお、4月の測定ができなかったため、その代替として11月は2回測定しております。地下水位については、単年度の結果をもって評価でき

るものではありませんので、今年度も測定を継続していきます。

続きまして、8の(8)水質監視測定及び湧水調査について御報告いたします。資料11を御覧ください。1ページの表1-1、調査地点一覧表を御覧ください。本調査は、市内13か所の井戸の水質、野川の水質、市内4か所の湧水の水質及び水生生物を調査するものです。井戸水の結果につきましては、11ページを御覧ください。真ん中の2-3の表に環境基準超過状況というものがあるんですが、いずれも超過をしておらず、環境基準を満足しております。野川の結果については15ページ、湧水については17ページに記載がございますが、いずれも環境基準を満足しております。以上のことから、水質の悪化といった問題は生じておらず、安定していることが分かります。底生生物及び付着藻類の注目種等については、それぞれ23ページ、28ページに記載がございますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、8の(9)令和2年度小金井市環境賞について御報告いたします。資料はございませんので、口頭での御報告となります。市では、環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者の表彰を行っております。現在、第18回小金井市環境賞候補者を募集しておりますので、環境保全活動に功績のあった個人、団体、事業者の方が周りにいらっしゃいましたら、自薦他薦問いませんので、ぜひ御推薦いただければと思います。

8の(10)令和2年度環境政策課環境系の事業計画について御報告いたします。資料12を御覧ください。環境政策課は環境係と緑と公園係の2つの係で組織されております。緑と公園系の事業計画につきましては緑地保全対策審議会での所管事項となっておりますので、本日は環境系の事業計画につきまして御説明いたします。

3ページの環境対策事務に要する経費を御覧ください。こちら事業全体では607万2,000円と大きくマイナスになっております。主な理由は、令和元年度に野川マップ作成委託、電気自動車及び電気自動車充電器の購入を行ったためです。令和2年度の大きな事業としては、昨年度に引き続きまして、小金井市環境基本計画、小金井市地球温暖化対策地域推進計画の改定がございます。引き続き、御審議賜

りますようお願い申し上げます。なお、小金井市地球温暖化対策地域推進計画の改定に当たりまして、今年度から新たに地球温暖化対策地域推進計画策定検討委員会を開催いたします。

4 ページの環境啓発に要する経費を御覧ください。こちらの事業は、イベントや講座等の開催を通じて市民の方に環境啓発を行い、小金井市環境基本計画及び小金井市地球温暖化地域推進計画を推進していくことを目的とした事業です。令和2年度もエコドライブ教習会や、クリーン野川作戦、環境フォーラム、環境施設見学会を実施する予定であります。エコドライブ教習会やクリーン野川作戦については、例年5月を開催時期としていたんですけれども、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、今年度は延期といたしました。実施に当たりましては、今後の感染状況等を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

令和2年度の環境系のトータルの予算は、前年度比マイナス562万4,000円で、4,280万9,000円となっております。報告は以上です。

池上会長

ありがとうございました。大変多い資料ですけれども、質問等は、記載して次回ということにしたいと思います。

それでは、次に次第の9に移りたいと思います。9はその他ということで、全体を通して何か御意見等ございましたら御発言いただけたらと思います。何かございますでしょうか。

ないようでしたら、次に移りたいと思います。

それでは、次第の最後の10番、次回審議会の日程についてということで、事務局から日程調整等について、御連絡お願いいたします。

山口係長

事務局、山口です。先ほど説明申し上げましたが、新型コロナ感染拡大防止の関係で、当初の予定がずれ込みましたため、今後の審議スケジュールがタイトになってございます。御負担をおかけして申し訳ございませんが、次回の日程は、資料2のとおり、第2回の開催を8月頃とさせていただきます。つきましては、8月の最終週、こちらは8月24日を月曜とする週ですけれども、もしくは、9月の第1週、こちらは8月31日月曜日からスタートする週でございますが、この2週間のうちの1日、いずれかで開催をお願いしたいと考えてござい

ます。会長、副会長と日程を調整の上、後日改めて事務局よりお知らせさせていただきますので、その点、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議録の確認についてですが、今月末もしくは来月初めには、皆様にメールまたは郵送にて御確認いただけるようにしたいと思っております。

さらに、報告事項の質問票につきましても、エクセルシートとなっておりますので、併せて送信させていただきます。御提出等ございましたら、よろしくお願いいたします。以上です。

池上会長 ありがとうございます。

今の点に関して、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 予定っていつ頃までに決まりますかね。

山口係長 決まりましたら速やかに、7月中には御連絡差し上げたいと思います。

池上会長 ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の議事は全て終了ということで、以上をもちまして、令和2年度第1回の小金井市環境審議会の会議を閉会いたします。

長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —

**令和 2 年度第 1 回小金井市環境審議会
第 3 次環境基本計画の策定に関するご意見への回答及び対応方針について**

< 施策案全体について >

主なご意見（発言者）	回答及び対応方針
市民・事業者の取組を記載するのであれば、市の取組があってもいいのではないか。（小柳副会長）	市が一事業者として率先的に実施している取組は、コラムなどで紹介する。 また、実施した内容や結果は、環境報告書で報告する。
第 3 次計画として、新しい内容を盛り込んでも良いのではないか。今後重点的に取り組んでいくことが見えにくい。（高橋委員）	全体の基本目標を通して、重点的に取り組むべき内容について第 2 回審議会にてご意見をいただき、それをもとに重点取組案を整理し、第 3 回審議会にてご審議いただきたい。

< 基本目標 2 について >

主なご意見（発言者）	回答及び対応方針
「2.2 河川環境の保全」の施策の中に水質汚濁の発生防止があるので、取組指標の中にも河川環境に関する指標が示される方が良い。（小柳副会長）	取組指標の詳細は第 3 回審議会でご審議をお願いするが、現時点では、野川水質に関する取組指標も検討している。
崖線に係る部分（2.1.4）で、都市計画道路も建設されれば緑地が減少することになる。都市計画道路に関して、市も無関係ではいけないと思うが、どのように考えているのか。（長森委員）	都市計画道路については、今年度以降環境調査が実施され、今後オープンハウスなどで公表されると考えられる。その結果を受けて、市としての対応を考えていきたい。

<基本目標 6 について>

主なご意見（発言者）	回答及び対応方針
ごみになるものを貰わないというリフューズ の考え方を加えた「4R」を新たな視点として大 きく打出しても良いのではないか。（木村委員）	リフューズはリデュースの手法の一つとみな し、3Rとしている。計画間の整合を図るため にも用語としては3Rを使用するが、本文中に おいてリフューズの重要性がわかりやすくな るよう修文した。
小学校や中学校にも意識啓発を実施すると記 載があるが、講座開催等の年度ごとの開催目標 等は定めているのか。（羽田野委員）	年度ごとの開催目標等について、現在は設定し ていない。

<基本目標 7 について>

主なご意見（発言者）	回答及び対応方針
基本施策の切り口をハード対策とソフト対策 とする等に変えた方が記載内容に明確な違い がでるのではないか。（池上会長）	ご意見に基づき、基本施策の7.1（市民）と7.2 （事業者）という主体別ではなく、ハード対策 （機器・設備及び建築物）とソフト対策（普及 啓発）に分けた整理とした。
適応策については、市が他部署と連携しつつ取 り組むべき内容が大半であり、市民や事業者が どの程度意識して取り組めるものなのかが疑 問である。（池上会長）	気候変動は日常生活や事業活動に直結する問 題であり、将来的に起こり得る影響や取り得る 対策の情報を広く伝え、対応を促す必要がある こと、適応策の中には、市民や事業者と取り組 むべき内容も含まれることから、まずは普及啓 発が必要と考え、施策を設定した。
気候変動適応について、市民や事業者にどのよ うに知ってもらうか、取組方法も併せて検討で きればよい。 （小柳副会長）	普及啓発方法として、市のホームページや広報 紙等の媒体を通じて行うことを想定していた が、その他の方法を検討・追記した。 なお、気候変動適応を含む情報提供の手法につ いては、分野横断目標において扱っている。
家庭部門の排出源の大半を占めるのでは電力 使用である。再エネを使用した新電力も増えて きているので、エコな電気の利用、普及啓発も 必要ではないか。 （木村委員）	ご意見を受けて、環境基本計画では、エコな電 力の調達方法の例をコラムなどで示す（コラム は第3回審議会までに作成予定）。
新電力の利用については、使い勝手が煩雑にな る懸念がある。特定の電気を指定するのは難し いだろうが、行政から方向性が示されれば最初 の一步が踏み出せると思う。 （中里委員）	

主なご意見（発言者）	回答及び対応方針
<p>市が所有する建物で事業者の見本となるような具体的な取組を記載できないか。 （池上会長）</p>	<p>「7.1.1 建物の低炭素化の促進」の内容として、市が今後の公共施設の新築・改修において省エネ化を推進し、その効果を積極的に情報発信していくこととした。</p>
<p>ごみに関する情報提供と同じくらい、温暖化やその他の取組についても高頻度で詳細な情報提供を個々の家庭に頂ければ、普及啓発効果もあると思う。（中里委員）</p>	<p>ご意見を受けて、「7.1.3 低炭素化につながる行動・活動の普及促進」の内容として、より多くの場や機会において市民・事業者へ情報提供する旨を示した。</p>
<p>市の補助金制度、具体的な事業リスト等を挙げてもらえれば、市民や事業者にも周知できるのではないか。（小柳副会長）</p>	<p>本計画は今後10年を期間とする計画であり個別事業等を計画に掲載しても、内容が変更となったり完了してしまう可能性がある。 そのため、行動・活動に役立つ情報については「環境行動指針」で示すとともに、ホームページや広報紙等で周知することを考えている。</p>

第 3 次環境基本計画の施策体系及び施策案

1. 現時点の施策体系

- ・前回（令和 2 年度第 1 回）審議会でのご意見を受けて、基本目標 7 の基本施策を再検討した。
- ・今回の検討対象である基本目標 1、3、4、5、分野横断については、令和元年度第 4 回審議会後に骨子案をお示しして以降、基本施策（1-1 レベル）及び下位施策の検討を進めてきたものである。
- ・今回で 8 つの基本目標（分野横断含む）について一通りお示ししたが、基本目標の全体的な構成や順序、基本施策の構成についてもご意見をいただきたい。

表 基本施策の検討状況（現時点、太枠は今回検討対象）

基本目標	基本施策
基本目標 1：みどりを守り、つくり、育てる	1.1 みどりの保全 1.2 みどり創出 1.3 市民協働の拡大
基本目標 2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する	2.1 地下水・湧水の保全 2.2 河川環境の保全 2.3 水資源の有効利用
基本目標 3：都市の生物多様性を守り親しむ	3.1 生物多様性の保全 3.2 自然とのふれあいの推進
基本目標 4：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る	4.1 大気や騒音などの公害発生源対策 4.2 環境モニタリングとリスクコミュニケーション
基本目標 5：美しく住み心地のよいまちを守る	5.1 景観の保全・活用 5.2 美しいまちなみの維持
基本目標 6：3R 推進で循環型のまちをつくる	6.1 発生抑制を優先とした 3R の推進 6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進
基本目標 7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる	7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進 7.2 移動における低炭素化の推進 7.3 気候変動適応策の推進
分野横断：意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる	8.1 環境教育・環境学習の機会の充実 8.2 協働による環境保全活動の推進 8.3 環境情報の発信と活用

※赤字は骨子案からの変更箇所

→基本目標 1 は、骨子案で「緑」という表記を用いていたが、緑の基本計画（改訂作業中）に合わせて「みどり」で統一した。

●「みどり」とは

樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独もしくは一体となって構成されている空間、または、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含まれます。一般の公園、保全緑地等の公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含まれます。

→また、基本目標1の基本施策は、骨子案では「拠点となる緑の保全・育成」と「身近な緑の保全・創出」であったが、施策の体系の構成を緑の基本計画と合わせた。

→基本目標4は、骨子案では「良好な生活環境の保全」と「化学物質の適正管理」という仕分けであったが、生活環境のうち水関連は「基本目標2」で取り扱うこと、公害苦情件数の分析結果からコミュニケーションの問題も大きいことを踏まえ、上記の仕分けとした。

※青字は前回審議会からの変更箇所

→基本目標7は前回案で基本施策の7.1（市民）と7.2（事業者）という主体別の構成であったが、1つの基本施策に統合し、下位の施策においてハード対策とソフト対策を示した。

2. 基本目標ごとの施策案

- ・基本目標ごとの施策案を次頁以降に示す。
- ・前回の検討対象である基本目標2、6、7は審議会意見を受けて一部修正した（修正内容は資料内に赤字で示した）。今後は、本日も検討いただく内容も踏まえ、さらに調整・充実を図っていく。

基本目標 1

みどりを守り、つくり、育てる

小金井らしい景観の形成、地下水涵養、生き物の生息環境、気候変動適応、防災、健康・福祉など多様かつ重要な機能を持つみどりの量と質が確保され、みどりを身近に感じられるまちを目指します。

また、皆がみどりを大切に、誇りに思い、その重要性を認識しており、市民、事業者、市民団体、市がともにみどりを保全・創出するための制度や活動が充実していることを目指します。

<関連する SDGs> ※検討中

関連するゴールとターゲットのキーワード



目標 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
・みどりの多面的機能を取り込んだ持続可能なまちづくりを促進



目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
・樹林や水辺のみどりをはじめとする陸域生態系とそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保
・自然生息地の劣化の抑制

現状・課題

◆みどりの特徴

・本市には、崖線（ハケ）や野川、玉川上水のみどり、公園や学校等、社寺林、屋敷林、農地など、様々な種類のみどり※があります。市内の緑被地としては、樹木・樹林（竹林を含む）が最も多く（市域の約 18%）、草地と農地がほぼ同じ面積（約 6%）を占めています（図 1-1）。

・これらのみどりは、本市の自然景観を特徴づけるとともに、動植物の生息・生育地であり、地下水涵養や温室効果ガスの吸収、ヒートアイランド現象の緩和などの機能があります。また、火災時の延焼防止、避難地となるなど防災的な観点、自然とのふれあい、遊び場、活動の場としても重要です。

・みどりの有する機能を維持するために、みどりの量はもちろん、質にも着目し、“拠点”となるみどりや拠点をつなぐ“軸”となるみどりの保全・創出及び活用を図ることが必要です。

※ 樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独もしくは一体となって構成されている空間、または、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含まれます。一般の公園、保全緑地等の公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含まれます。

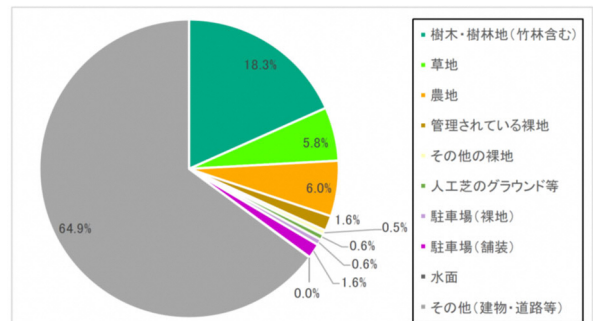


図 1-1 緑被地・裸地等の割合

◆みどりの現況

・本市のみどりは減少傾向にあり（図 1-2）、みどりの全体量を示す緑被率は平成 21 年度からの 10 年間で 33.7%から 30.2%に変化しました。

・公有地である公園・緑地面積は増加しています。平成 30 年度の一人当たりの公園面積は 6.83 m²であり、周辺市町村に比べると、府中市に次いで多い結果となっています。

- ・崖線のみどりや屋敷林、社寺林等まとまった緑は、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく緑地保全地域、小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づく環境保全緑地（環境緑地、公共緑地）、保存樹木、保存生け垣等の制度により保全が図られており、今後もこれらの制度の活用が重要です。
- ・民有地については、人口増に伴う宅地開発による農地や樹林地の減少が進んでおり、今後も減少が見込まれます。民有地の小規模樹林地の保全や農地の維持・活用につながる対応が必要です。
- ・また、まちなかのみどりの創出のため、一定の規模を超える指定開発事業に対する緑化指導や生け垣造成を促進する制度を今後も継続していくことが重要です。

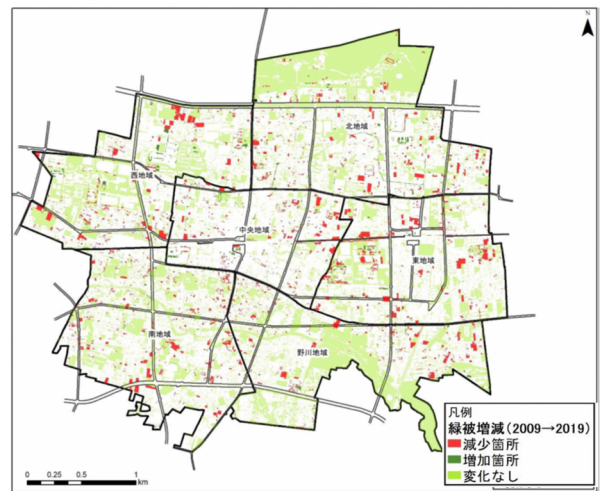


図 1-2 緑被地の増減箇所図(2009⇒2019)

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、「みどりの豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）が72%、「公共の広場や公園の利用しやすさ」は59%でした。
- ・「まちなかの緑化活動（植樹・花壇づくり・緑のカーテン等）」への参加状況は、「参加している」又は「かつて参加していた」という回答は13%でしたが、「今後機会があれば参加したい」という回答が55%であり、緑化活動への参加意欲は決して低くはないと考えられます。
- ・現在は、環境市民会議による緑地・公園調査、市民団体による緑地の管理、公園の整備における市民や専門家との連携や、市民参加による管理（花壇ボランティア、公園美化サポーター、剪定ボランティア）、農地における援農ボランティアなどの活動が進んでいますが、ボランティアの高齢化や参加者の固定化等の問題もあり、様々な主体の参画や人材の確保が必要です。

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
緑被率	30.2%（令和元年度）	検討中
みどりの豊かさ（樹林、街路樹、公園等）に関する満足度	72%（令和元年度）	
みどりのサポーター登録者	—	

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
1. みどりを守り、つくり、育てる	1.1 みどりの保全	1.1.1 まとまったみどりの保全
		1.1.2 農地の保全・活用
	1.2 みどりの創出	1.2.1 公園・緑地の創出・活用
		1.2.2 みどりのまちなみの創出
	1.3 市民協働の拡大	1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創出
		1.3.2 協働による活動の推進

施策の内容と各主体の取組

1.1 みどりの保全

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
環境保全緑地制度による指定面積	環境緑地：47,795.21 m ² 公共緑地：4150.76 m ² (令和元年度)	検討中
保存樹木・保存生け垣の指定状況	保存樹木：842 本 保存生け垣：4357.9m (令和元年度)	

①市の施策

1.1.1 まとまったみどりの保全

みどりの“拠点”となるまとまったみどりを保全するために、引き続き、市条例に基づく環境保全緑地制度による新規指定範囲拡大、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定拡大に努めます。

開発の際には、宅地開発等指導要綱の環境配慮基準の活用による緑化指導と併せて、既存樹木を残す配慮を求めます。

また、まちなかのみどりの“軸”として重要な樹木や生け垣を保全するために、引き続き保存樹木・保存生け垣制度の周知、指定の拡大を図ります。

1.1.2 農地の保全・活用

農地の宅地化を抑制し、今後も農地として保全するために、生産緑地の買取り申し出時期（指定から 30 年）を 10 年ごとに更新できる特定生産緑地の指定拡大や、都市農地貸借法*の活用による生産緑地の民営市民農園としての利用促進を図ります。

また、農業の担い手不足による農地の減少を抑制するために、引き続き援農ボランティアや農業パートなどによる営農支援を行います。

市内植木農家からの緑化資材の調達、地元野菜の給食への活用、収穫体験や農業イベントなどの機会を通して、地元農産物の利用促進や、都市農地を活用した魅力ある交流・地域づくりを推進します。

(援農ボランティア、または市民農園の写真に掲載予定)

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、まとまったみどりの保全に協力します。
- 援農ボランティア等に参加し、農業の担い手不足解消に協力します。
- 地元の農産物を積極的に利用し、農地の保全に貢献します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、まとまったみどりの保全に協力します。
- 特定生産緑地制度の指定を受けたり、営農支援に関する各種制度を活用し、農地の保全を検討します。

1.2 みどりの創出

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
公園・緑地面積	85.73㎡（平成30年度）	検討中
生け垣造成延長	207.80m（平成22年～30年度合計）	

①市の施策

1.2.1 公園・緑地の創出・活用

みどりの“拠点”の創出のため、引き続き公園・緑地の整備を進めます。整備にあたっては、「小金井市公園等再整備方針」に基づき、既存のまとまったみどりと連続性を考慮した一体的な整備や、農を活かした公園づくりなど地域資源の活用をはじめ、配置の見直しや機能の充実等を図り、公園・緑地の質の向上に努めます。学校等公共施設におけるみどりの保全・管理も引き続き実施します。

また、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを整備し、みどりのネットワーク化を図るために、引き続き道路沿いの街路樹の整備等を行います。水辺の回復や河川沿いの遊歩道を整備し、道路や公園、既存の水辺の歩道と結ぶことも検討していきます。

1.2.2 みどりのまちなみの創出

住宅の緑化を促進するために、新築住宅の敷地内緑化に関する造成支援や、住宅の接道部や壁面、ベランダ、屋上、駐車スペースなど限られた場所も含む緑化技術等の情報提供及び支援制度の検討、生け垣造成奨励金制度や保存生け垣制度の活用・充実、苗木の無償提供等を行います。

商業施設や事業所については、宅地開発等指導要綱の環境配慮基準の活用による緑化を引き続き行うとともに、緑化基準を適用する対象を拡大し、さらなる緑化を促進します。駅周辺部では、沿道建物とその周辺部の立面を活用した特殊な緑化に取り組むことができる仕組みづくりやプランター緑化支援を検討します。

（環境配慮基準等に関するコラムを掲載予定）

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 生け垣造成奨励金制度等を活用したり、緑化技術に関する情報を収集し、接道部や敷地内の緑化に努めます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境配慮基準等に基づき、敷地内の緑化や接道部の緑化に努めます。
- 店舗におけるプランター緑化や、オープンテラスの設置（植栽部分の公開）など、接道部のみどりを増やし活用する取組を進めます。

1.3 市民協働の拡大

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

取組指標	現状	目標
緑化施設表彰応募件数	-	検討中
市民参加による公園づくり実施件数	2件	

①市の施策

1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創出

本市のみどりへの関心を高めるために、案内マップの作成、優れた緑化施設の表彰による周知など、様々な手段・内容で情報発信の充実を図ります。

また、イベント・講座等における学習機会の提供、地元大学や市民団体等との連携による人材育成等により、みどりへの理解を深め、みどりに親しむきっかけづくりを行います。

1.3.2 協働による活動の推進

市民参加によるみどりの保全・活用を充実させるために、既存ボランティアの活動支援を継続するとともに、活動の間口を広げるために、新しいボランティア制度の創設等を行います。

また、地域をあげてみどりを維持・創出していくために、市民参加による公園づくり、学校・公的施設（大学等）の地域による管理、民有地のボランティアによる管理を進めます。

みどりに関する募金やクラウドファンディング等の活用による資金確保制度を充実させ、これらへの参加を呼び掛けていくことで、既存の活動に参加することが難しい市民でも、みどりの保全や創出に関わることができるようにします。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- みどりに関する調査や講座に参加し、みどりへの理解を深めます。
- 環境保全緑地や公園・緑地、地域のみどりを管理・活用する活動に参加します。
- 活動が難しい場合でも募金やクラウドファンディングへの出資等、自分のできる範囲でみどりの保全に関わっていきます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- みどりに関する調査や講座に参加し、みどりへの理解を深めます。
- 緑化施設の表彰制度に応募するなど、自社の取組を積極的に発信します。
- 地域貢献の観点から、環境保全緑地や公園・緑地、地域のみどりを管理・活用する活動に参加します。
- 活動が難しい場合でも募金やクラウドファンディングへの出資等、できる範囲でみどりの保全に関わっていきます。

小金井市の取組紹介

→コラムは第3回審議会までに作成予定

基本目標2

地下水・湧水・河川の水循環を回復する

武蔵野台地の地下水、国分寺崖線の湧水、野川や玉川上水等の水辺等、本市における水循環のメカニズムや、かつて「どぶ川」と呼ばれた野川の水質改善や水枯れ対策など、水環境・水利用に関する歴史や現状が広く理解され、市民・事業者・行政がこれまでの取組成果を共有しながら、地下水・湧水等の水循環の回復や利活用がされていることを目指します。

<関連する SDGs> ※関連するゴール・ターゲットを示す（具体は今後検討）

関連するゴールとターゲットのキーワード

今後検討

（記載イメージは基本目標 7 参照）

現状・課題

◆地下水・湧水・河川とのかかわり

- ・「小金井」の地名は、「黄金に値する豊富な水が出る」に由来するとも言われ、本市では昔から地下水が生活や産業に利用されてきました。市の南部を東西に走る国分寺崖線（通称：ハケ）の周辺では、武蔵野台地に降った雨が崖下で湧水として湧出し、野川等とともに身近な水辺となっています。
- ・このような良好な水環境をもつ本市は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、全国的にも知られる雨水浸透枳の普及をはじめ、地下水・湧水など水循環の健全化に取り組んできました。

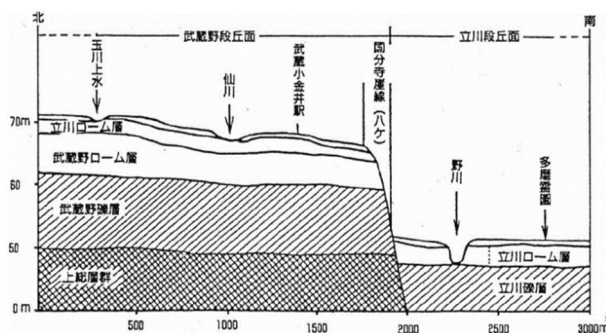


図 2-1 国分寺崖線（ハケ）の地形

◆地下水・湧水・河川環境の現状

- ・市内の地下水位や湧水量は、ここ数年で大きな増減は見られず、安定して推移しています（図 2-2、図 2-3）。湧水の水質も、水質指標や生物（底生生物、付着藻類）の確認結果から、概ね良好な状態に保たれていると考えられます。
- ・代表的河川である野川は、湧水時には水枯れが見られるものの、有機汚濁指標である BOD が 2mg/L 程度であるなど、水質は良好な状態です。
- ・今後、気候変動による渇水や豪雨の影響が大きくなる懸念もあり、引き続き、本市の水環境をモニタリングしていくことが重要です。

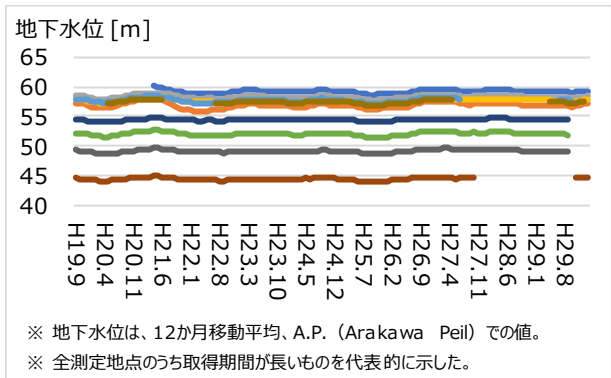


図 2-2 地下水位の推移

◆地下水・湧水の保全の取組

- ・雨水が浸透しやすい自然被覆地の減少が続いています。例えば、平成 24 年から平成 29 年の 5 年間で、宅地が 11ha 増加する一方で農用地が 7ha 減少し、農用地から宅地への転用が進んでいます。
- ・湧水の湧出過程において崖線をはじめとするみどりが重要な役割を果たしています。これらのみどりは、国・都・市の法や条例に基づく制度の適用や、公園や社寺林等の形で保全・担保されています。この状況を継続していくことが重要です。
- ・また、市域の 6 割を占める住宅地等における地下水涵養を促進するため、新築や増改築の際における雨水浸透枡や、道路における雨水浸透枡等の整備を進めています。地下水・湧水の保全のみならず、河川水質の維持や水害軽減のため、住宅地や道路における雨水浸透等の取組を一層進めていくことが重要です。

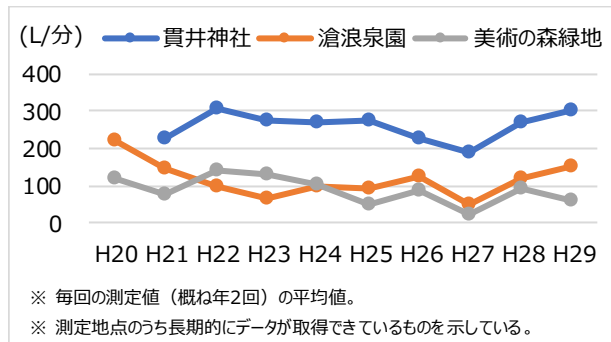


図 2-3 湧水調査結果

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、「水のきれいさ（河川や湧水の水質等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は 53%、「水辺との親しみやすさ」については 48% でした。
- ・各種モニタリング調査の結果は、地下水保全会議や環境報告書で審議・公表されています。本市の地下水・湧水保全の取組やその効果について、多くの市民にさらに PR していくためにも、一般向けの分かりやすい解説への加工などに力を入れていくことが重要と考えられます。
- ・清掃を通じて野川流域の環境保全に関心をもってもらう環境イベントとして「クリーン野川作戦」を行っています。この他にも、様々な水環境をテーマにしたイベントや学習機会を設けていくことが重要です。

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状 ^{※1}	目標
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定 ^{※2}	検討中
湧水の水量	測定地点数：5 地点 全地点の合計：792 L/分	
野川の水質	DO：8.6～8.8mg/L ^{※3} BOD：0.6～1.2mg/L ^{※3}	
地下水・湧水の水質 ^{※3}	硝酸性窒素：5.78～8.16mg/L トリクロロエチレン：定量下限値未満 テトラクロロエチレン：定量下限値未満 1-1-1-トリクロロエタン：定量下限値未満	
市民 1 人あたり年間配水量 ^{※4}	105 m ³ /人/年	
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定 ^{※2}	
湧水の水量	測定地点数：5 地点 全地点の合計：792 L/分	
野川の水質	DO：8.6～8.8mg/L ^{※3} BOD：0.6～1.2mg/L ^{※3}	

※1 現状値はすべて平成 29 年度の実績値。

※2 地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定。

※3 現況値は当該年度の全ての測定値（地点及び回数）の最小～最大の幅である。環境基準との比較や現状から著しく悪化しない等の観点で評価することを想定。

※4 水道統計等より推計される値である。

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
2. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する	2.1 地下水・湧水の保全	2.1.1 地下水・湧水等のモニタリング
		2.1.2 住宅地等における雨水浸透の促進
		2.1.3 開発事業等における地下水への影響の未然防止
		2.1.4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全
	2.2 河川環境の保全	2.2.1 水質汚濁の発生防止
		2.2.2 水辺に親しめる機会の充実
		2.2.3 流域単位での他自治体等との連携
	2.3 水資源の有効利用	2.3.1 日常生活における雨水利用や節水の推進
		2.3.2 災害時における水資源の活用

施策の内容と各主体の取組

2.1 地下水・湧水の保全

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状 (H29)	目標
地下水・湧水等の調査回数	地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年 2 回 野川水質調査：年 2 回 （平成 29 年度）	検討中
雨水浸透柵の設置数（単年度）	1,669 基 ^{※1} （平成 29 年度）	
透水性舗装の新規導入量	53m ² （平成 29 年度）	
審議対象となった開発事業等の案件数	— ^{※2}	

※1 雨水浸透柵の目標は過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（1,669～2,278 基）をふまえて目標値を設定予定。

※2 開発事業等の案件数は、各課で把握する数値（協議数、事業数等）を精査のうえ、指標や目標を抽出・検討予定。

①市の施策

2.1.1 地下水・湧水等のモニタリング

市内の地下水・湧水・河川などを対象に、水質、地下水位、流量、水生生物などの調査を行い、市内の水環境をトータルに把握することを継続します。調査結果は、毎年環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、積極的に情報発信します。

また、地下水・湧水に対する市民の関心を高め、学習する機会を提供するため、市民参加型での地下水・湧水等を測る体験イベント等を検討・実施します。検討にあたっては、市、環境市民会議、大学等の教育・研究機関、市民団体、CSR 活動を進める事業者の連携・協力により、実施体制を構築します。

2.1.2 住宅地等における雨水浸透の促進

崖線上の台地に広がる住宅地からの雨水の地下水涵養を促進するため、引き続き、新築や増改築において、雨水浸透柵（図 2-4）をはじめとする雨水浸透施設の設置・普及を進めます。水道事業者との連携等による効果的周知や、設置助成を行います。また、道路や公共建築物においても、雨水の地下浸透促進対策を進めていきます。

また、雨水浸透対策は、地下水涵養という環境面だけでなく、都市水害の軽減という防災面からも重要であることなど、その多面的な効果について、市民・事業者に分かりやすく発信し、理解と行動を促します。

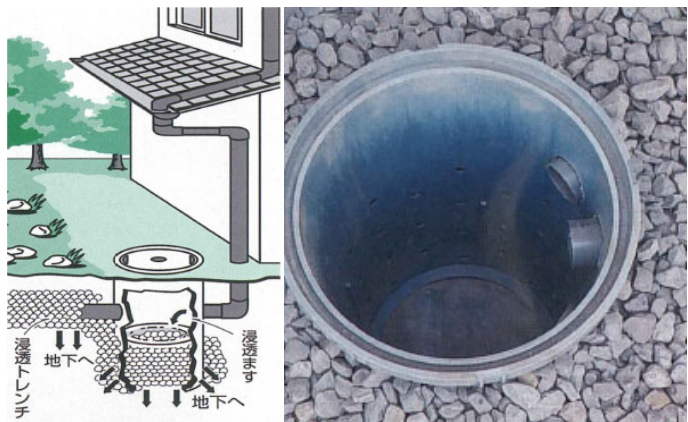


図 2-4 雨水浸透柵の概念図と設置例

2.1.3 開発事業等における地下水への影響の未然防止

地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者は「地下水及び湧水を保全する条例」を周知し調査等を求めるとともに、専門家から構成される「地下水保全会議」による審議をふまえながら、影響の把握や対策の評価を行います。

2.1.4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全

湧水の湧出過程で重要な役割を果たしている崖線のみどりをはじめ、緑地・農地など自然的な土地利用について、東京都が指定する緑地保全地域、市が指定する環境保全緑地等、法制度の適用によって引き続き保全を図っていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 地下水・湧水について関心をもち、自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、地下水・湧水の特徴や大切さを学びます。
- 住宅等の新築や増改築にあたっては、雨水浸透の重要性を理解し、雨水浸透施設を設置するよう努めます。また、設置した後も、その機能が低下しないよう、ごみや落ち葉を除去する等、メンテナンスを行います。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 事業所等の新築や増改築にあたっては、努力義務として雨水浸透施設を設置するよう努めます。特に、地下深くに構造物を造る場合は、「地下水及び湧水を保全する条例」に基づく調査を行うとともに、地下水への影響低減のための対策を講じます。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。
- 井戸等の水環境調査を自社で行っている場合は、行政や市民へ調査結果などを提供・公開します。また、市民参加型での水環境調査イベントを資金・企画・人材・活動場所などの面からできる限り支援します。

ここでは、下記の内容をコラムとして入れる予定（紙面ボリューム調整の役割も兼ねる）

- ・地下水湧水保全計画
- ・上記計画において推計した水収支 …など

2.2 河川環境の保全

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
クリーン野川作戦の実施回数及び参加者数	1回(220名)※ (平成30年度)	今後検討

※ 目標値は過去の実績及び新計画での実施方法ふまへ設定予定。

①市の施策

2.2.1 水質汚濁の発生防止

事業者等に対して、水質汚濁防止に関する法令等(水質汚濁防止法、下水道法、本市条例等)に基づく規制や指導を行います。

大雨時に、下水が増えて河川へ越流し水質悪化に至るのを防ぐため、雨水の貯留や地下浸透により洪水のピークを低減する効果のある雨水浸透施設(→施策 2.1.2 参照)及び雨水貯留施設(→施策 2.3.1 参照)の整備・普及を進めます。

2.2.2 水辺に親しめる機会の充実

「クリーン野川作戦」といった河川の保全活動や、自然体験の活動の機会を増やし、水辺に親しむことのできる機会を充実します。水辺の環境学習等のテーマで活動している教育機関や団体等と連携することで、効果的な情報発信や企画運営を図ります。

(写真を掲載予定)

写真 2-1 クリーン野川作戦

2.2.3 流域単位での他自治体等との連携

水の移動は市域で完結しているわけではなく、上下流の近隣自治体における取組との連携が効果的かつ不可欠であることから、野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じて、水循環に係る課題やデータ等の共有、流域全体での一斉調査等の広域的取組など、流域間連携を引き続き進めていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 野川や玉川上水など川について関心をもち、自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、その特徴や大切さを学びます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 水質汚濁防止に関する法令等を遵守するとともに、事業所や作業場において水質汚濁や地下水汚染等を発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策を行います。

2.3 水資源の有効利用

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	5件（平成29年度）	今後検討
雨水利用をテーマとする情報発信・イベント・情報交流等の実施数	（なし）	
震災対策用井戸数※2	36か所（平成26年度）	

※1 過去10年間（平成20～29年度）の実績（5～23件）をふまえ設定。

※2 「小金井市震災対策用井戸に関する要綱」に基づき指定される、応急給水に供する井戸。現状値は「小金井市地域防災計画」より。

①市の施策

2.3.1 日常生活における雨水利用や節水行動の推進

雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進するとともに、各主体や様々な団体と連携し、雨水を利用するライフスタイルの発信を行います。また、本市の水資源・水利用に関する情報提供や節水行動を啓発し、行動を広めます。

雨水利用をテーマに活動する団体（例：雨水ネットワーク会議）や研究機関と連携し、雨水利用に関する技術や政策で本市にも適用可能性があるものは、紹介や導入を積極的に進めます。

2.3.2 災害時における水資源の活用

「小金井市地域防災計画」とも市内連携しつつ、拠点となる震災や渇水時の水源としての震災対策用井戸の指定や周知、防火用水としても機能する雨水貯留施設（雨水タンク）等、非常時に備えた水資源の活用体制を整えます。設備の適切な維持管理、利用方法等の周知や訓練等を行い、非常時に雨水を活用できる体制をつくります。



写真 2-2 雨水タンクの例

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、庭木散水、洗車等の利用に努めます。
- 井戸をもつ家庭では、そのメンテナンスや利用（散水等）に努めます。また、非常時の飲用等にも使えるよう、近所への日頃からの周知なども行います。

（写真を掲載予定）

写真 2-3 震災対策用井戸

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、散水や中水等への利用に努めます。
- 建物の設計・施工に係る事業者（住宅メーカー、工務店等）は、雨水利用に関する商品開発や施主への提案を積極的に行います。

小金井市の取組紹介

→コラムは第3回審議会までに作成予定

基本目標3



都市の生物多様性を守り親しむ

みどりや水で形成される多様な自然環境とそこに生息・生育する生き物からなる生物多様性が確保され、生態系からの様々な恵みを楽しみつつ、自然と共生したまちとなっていることを目指します。

市民や事業者、市民団体、市が協働して生物多様性を保全するための取組が進められ、大人から子供まで多くの市民が自然と親しめる機会が増えていることを目指します。

<関連するSDGs> ※検討中

関連するゴールとターゲットのキーワード

 12 つくる責任 つかう責任	目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する ・あらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ
 15 陸の豊かさも 守ろう	目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する ・陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保 ・自然生息地の劣化の抑制、生物多様性の損失の阻止、絶滅危惧種の保護及び絶滅防止のための緊急かつ意味のある対策 ・生態系と生物多様性の価値の計画策定、開発プロセス等への組み込み

現状・課題

◆生物多様性とは

- ・地球上には約 3000 万種の生き物が生息しており、これらはお互いに繋がりがあって存在しています。生物多様性とは、これらすべての生き物の間に違いがあることです*。
- ・生物多様性には、「生態系の多様性」（様々なタイプの自然があること）、「種の多様性」（様々な種の生き物がいること）、「遺伝子の多様性」（同じ種の中で異なる遺伝子を持つことで、多様な個性が存在すること）の 3 つのレベルがあります*。約 40 億年にわたる長い時間をかけて生き物が様々な環境に適応し、進化してきた結果生まれたものであり、非常に価値のあるかけがえのないものです。
- ・また、生物多様性は、私たちの暮らしを支える様々な恵み（生態系サービス）をもたらしてくれています（右図）。
- ・今、生物多様性には危機が迫っていると言われていています（右図）。生き物の生息地の減少や、外来種による生態系の攪乱などは、本市の生物多様性にも影響を与え得る問題です。将来にわたって自然の恵みを楽しみ続けるためには、そ

生態系サービスの例～人間が享受する自然の恵み

基盤サービス	酸素の供給、気温・湿度の調整、水や栄養塩の循環、豊かな土壌等
供給サービス	食べ物、木材、医薬品、品種改良、生物模倣（生き物の形や機能）
文化的サービス	地域豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統
調整サービス	安全な水の確保、土壌流出防止等

生物多様性に迫る 4 つの危機

- **第 1 の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少**
開発や乱獲などにより、生き物の生息・生育環境が失われたり、生物種が減少しています。
- **第 2 の危機 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下**
里地里山など、人間との関わりにより維持されてきた環境の手入れ不足により、その環境に特有の生き物が減少しています。
- **第 3 の危機 外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱**
外来種や化学物質が外部から持ち込まれることにより、在来種によって成り立っている地域の生態系が攪乱されています。
- **第 4 の危機 地球環境の変化による危機**
地球温暖化に伴う地球環境の変化により、生き物の生息・生育環境が失われています。

注) 生物多様性センターHP 内「日本の生物多様性の危機」「生物多様性に迫る危機」をもとに一部改変

の重要性や迫っている危機を理解し、生物多様性の保全に取り組んでいくことが重要です。

※ 1992年に採択、1993年に発効した「生物多様性条約」において、『「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む』と定義づけられています。

◆本市における生物多様性の現状

- ・本市の生物多様性は、野川や崖線（ハケ）、湧水が存在し、これらを基盤とする生態系が成立していることが特徴と言えます。
- ・本市の代表的な環境の一つである野川では、「環境省レッドリスト」や「東京都レッドデータブック」掲載種など貴重な動植物が多数確認されていますが、同時に特定外来生物など外来種も確認されています。一方、市内4か所における湧水生態系調査（底生生物、付着藻類等）では外来種は確認されず、在来種による生態系が維持されていました。
- ・他にも崖線のみどり、まちなかのみどりなど多様な環境がありますが、動植物に関する情報が集約されておらず、市域の生態系の全体像が把握しにくい状況です。

(湧水生態系調査の様子の写真
を掲載予定)

◆各主体の取組や意識

- ・生物多様性保全の取組として、野川第一調整池・第二調整池では、市民、市民団体、学識者、行政から構成される自然再生協議会が中心となり、自然再生推進法に基づく自然再生事業が実施されています。
- ・また、「クリーン野川作戦」をはじめ、はけの森や野川流域、都立公園における市民団体主催の調査や自然観察会等、自然とふれあえる機会が提供されています。今後は、市内で積極的に活動している市民団体等との連携を進め、より多くの市民等に参加機会を提供していくことが必要です。
- ・指定開発事業の緑化指導においては、東京都の「植栽時における在来種選定ガイドライン」をもとに在来種の導入を指導しており、引き続き生物多様性に配慮した開発の促進が必要です。
- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、「生き物との親しみやすさ」についての満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）が45%でした。また、「地域の自然（生き物・樹林等）の保全活動」について、「今後機会があれば参加したい」という回答が58%であり、活動への参加意欲は低くないと考えられます。
- ・また、同アンケートでは農地や土との親しみやすさについての満足度が31%となっています。市民農園や体験型市民農園は利用希望者の倍率が約2倍～5倍にも上っており、利用機会の拡大も検討していく必要があります。

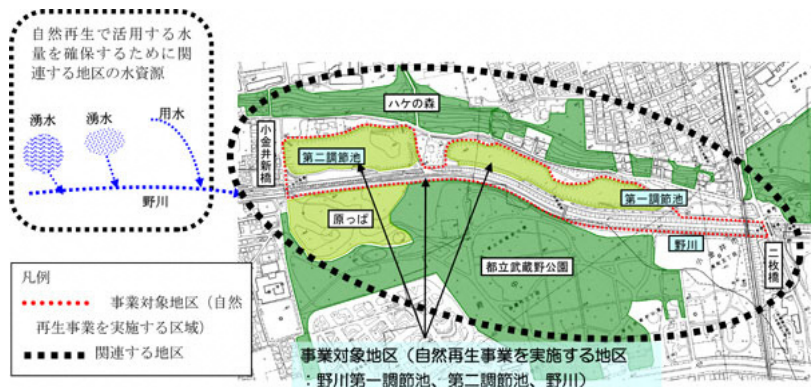


図 3-1 野川自然再生事業対象地区

出典：東京都建設局 HP「野川の自然再生」

(コラムなどを追加予定)

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標> ※検討中

環境指標	現状	目標
生物多様性の認知度（意識調査）	－	検討中
生き物との親しみやすさに関する満足度	44.8%（令和元年度）	
自然に親しむイベント等の参加者数	220人※（平成30年度）	

※ クリーン野川作成の参加者数。

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
3. 都市の生物多様性を守り親しむ	3.1 生物多様性の保全	3.1.1 生物多様性に関する実態の把握
		3.1.2 生き物の生息・生育環境の保全・創出
		3.1.3 体系的な生物多様性保全の推進
	3.2 自然とのふれあいの推進	3.2.1 生き物や自然の恵みについて知る機会の創出
		3.2.2 協働による自然に親しむ機会の創出

施策の内容と各主体の取組

3.1 生物多様性の保全

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
自然環境調査等実施状況	-	検討中
生物多様性地域戦略の策定	-	

①市の施策

3.1.1 生物多様性に関する実態の把握

本市の生物多様性保全の第一歩として、市内の自然環境にどのような動植物が生息・生育しているのかという実態を把握します。湧水の生態系調査を引き続き実施するとともに、市内の代表的な環境における専門家による調査の実施や、市民団体等により行われている調査結果の集約等により、市域全体の生態系の構造や機能を把握・共有します。

また、まちなかの生物多様性に関する情報を広く収集するために、市民参加による指標生物調査を検討・実施します。

3.1.2 生き物の生息・生育環境の保全・創出

多様な生き物の生息空間であるみどりや水辺を保全・創出するとともに、生き物の移動経路としての機能も考慮し、みどりのネットワークの形成を進めます。

公園や街路樹においては、在来種や実のなる樹木の植栽、高木の維持に努めます。また、学校ビオトープの適切な維持管理、新たなビオトープの整備等を進めます。

民有地においても、指定開発事業の緑化指導の際に引き続き在来種の導入を働きかけるとともに、周辺の生き物の生息・生育状況等に関する情報提供を行い、ビオトープ等多様な生物の生息空間の創出を促進します。住宅における緑化支援の際にも、在来種の導入等について情報提供を行います。

また、野川第一・第二調整池地区の自然再生事業や、市民団体による自然環境再生の取組を引き続き支援します。

3.1.3 体系的な生物多様性保全の推進

市内の生物多様性に関する現状や課題を把握した上で、多様な主体の参画により生物多様性地域戦略を策定し、計画的・体系的に生物多様性の保全・活用を進めていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 市民参加による調査や自然再生の取組に参加します。
- 庭の植栽への在来種の導入、雨庭の設置等、生物多様性に配慮した空間づくりを検討します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 敷地内の緑化にあたっては、生き物の生息・生育環境の確保に努め、植栽は在来種を優先的に導入します。また、緑を配置する際には、近隣とのネットワークの形成に努めます。
- 事業活動と生物多様性との関係を認識し、保全に努めます。
- 従業員への教育や地域貢献のため、市民参加による調査や自然再生の取組に参加します。

3.2 自然とのふれあいの推進

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
協働による自然に親しめる活動の実施件数	1件（令和元年度）	検討中
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積	<市民農園> 4農園、3,070.37㎡ <体験型市民農園> 2農園、4,489.46㎡ (令和元年度)	

①市の施策

3.2.1 生き物や自然の恵みについて知る機会の創出

自然とのふれあいの第一歩として、まずは本市の自然環境の特徴や生息・生育する生き物、生物多様性や、気候の調整から地元野菜まで多様かつ身近な自然の恵みなどについて関心を持ってもらうために、市報やホームページ、マップや小冊子の作成・配布等により、広く情報を提供します。

また、遊歩道や緑道、公園、公共緑地等において動植物の情報を掲載した看板等を設置するなど、身近な自然に関する情報に接する機会を創出します。

3.2.2 協働による自然と親しめる機会の創出

みどりや水、生き物に親しめる機会を増やすため、市民の認知度も高い「クリーン野川作戦」を引き続き実施するとともに、市民団体により展開されている自然観察会や生き物調査等への支援や協力を行います。

土との触れ合い、自然の恵みを楽しむことを体感する機会として、市民農園や体験型市民農園の整備も進めます。

また、市民団体等との協働により、公園の管理活動に合わせた自然観察の実施や、市民農園における自然観察イベント、複数の自然観察会や調査を組み合わせたプログラムの展開など、既存の取組を入口として、より多くの市民が様々な場所で自然に親しめる機会を創出します。

(クリーン野川作戦の写真を掲載予定)

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 身近な生き物やその生息・生育環境に興味をもち、生物多様性について学びます。
- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。
- 市民農園等を利用します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。

小金井市の取組紹介

→コラムは第3回審議会までに作成予定



基本目標 4

安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

大気汚染、騒音・振動、悪臭などの公害が発生することなく、良好な状態で維持されていることを目指します。生活や経済活動を行う上で発生が避けられない騒音などについては、住民が互いの価値観を尊重しながら、必要に応じて環境保全のためのルールなどを話し合うことで解決し、安全・安心で健康に暮らせる環境の実現を目指します。

<関連する SDGs> ※検討中

関連するゴールとターゲットのキーワード

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	目標 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する ・大気、有害化学物質、土壌等の汚染による疾病の減少
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する ・包摂的かつ持続可能な都市化を促進 ・大気質等に注意を払うことを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減

現状・課題

◆大気環境の現状

- ・代表的な大気汚染物質である二酸化窒素の大気中濃度^{※1}は、近年は0.029～0.036ppmの範囲でほぼ横ばい、長期的には減少傾向にあります。
- ・本市には排気ガスの排出源となる工場等がほとんどないことから、本市における大気汚染物質の主要な排出源は、自動車による排気ガスであると考えられます。
- ・市内の自動車保有台数はほぼ横ばいです。ただし、日中の車の稼働率や市外からの通過交通、風環境も関係するため、大気汚染物質濃度との因果関係は複雑です。また、自動車自体の燃費も向上^{※2}しており、大気汚染物質濃度の低減に寄与していると推測されます。

※1 市内1か所に設置された東京都測定局での値です。

※2 国土交通省資料によれば、ガソリン乗用車の燃費平均値(JC08モード)は、平成23年度から平成30年度の7年間で17.8km/Lから22.0km/Lへ向上しています。

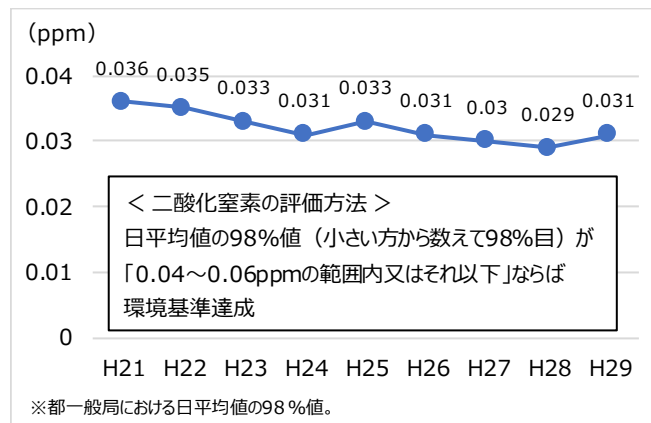
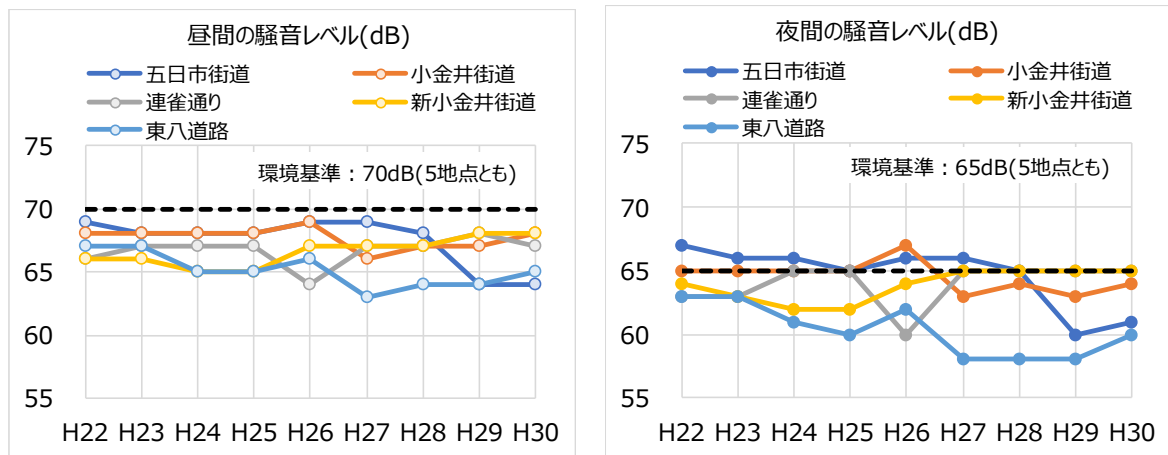


図 4-1 二酸化窒素濃度の推移

◆騒音環境の現状

- ・市内5か所の幹線道路(五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路)を対象に、道路交通騒音・振動調査を行っています(図4-2)。調査地点のうち、五日市街道や東八道路では微減傾向、新小金井街道では微増傾向にあるようにも見えますが、環境基準に近い値で推移している地点・時間帯が見られることから、今後もモニタリングを続けていくことが重要です。

- ・また、著しい騒音・振動を発生する可能性がある建設作業は、騒音規制法や振動規制法に基づく特定建設作業として実施届出を義務付けるなど、建設作業等における騒音発生源対策を行っています。

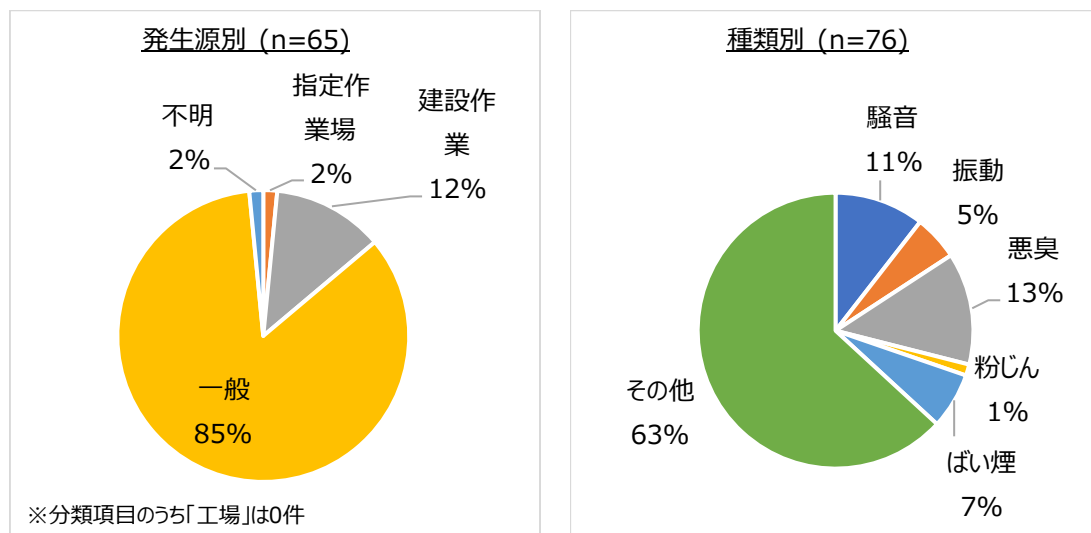


※測定値は昼間夜間ともに A 特性等価騒音レベルである。

図 4-2 道路交通騒音の調査結果（左：昼間、右：夜間）

◆公害苦情の発生状況や傾向

- ・公害苦情の内訳をみると、発生源別では、建設作業や工場ではなく「一般」が多いこと、種類別でも、騒音・振動・悪臭のほか、典型公害には該当しない「その他」が多いことが特徴です（図 4-3）。なお、合計件数は、年による差が大きく、増加又は減少など一定の傾向はみられません。
- ・また、近年では、生活騒音（音響機器やペットの鳴き声）や空き家等からの樹木の越境など、生活に係る苦情が多くなっており、「その他」が多い要因ともなっています。これら生活型公害については、何らかの基準に基づく公害規制というよりも、例えば環境や地域・まちづくりをテーマとして隣人同士や地域で話し合う機会をもつなど、コミュニケーションを進めていくことで低減・解決を図っていくアプローチが重要と考えられます。



注) 1つの発生源で複数種類が計上されることがあるため、発生源別と種類別の件数は一致していません。

図 4-3 公害苦情件数（平成 30 年度、左：発生源別、右：種類別）

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

環境指標	現状	目標
大気環境基準 ^{※1} 等の達成状況	①二酸化窒素 ^{※2} ：達成 (0.031ppm) ②浮遊粒子状物質 ^{※2} ：達成 (0.017mg/m ³) ③一酸化炭素 ^{※2} ：達成 (0.1ppm) ④ダイオキシン類 ^{※3} ：達成 (0.015pg-TEQ/m ³) (平成 29 年度)	検討中
道路交通騒音に関する環境基準 ^{※1} の達成状況	五日市街道：昼夜間ともに達成 小金井街道：昼夜間ともに達成 連雀通り：昼夜間ともに達成 新小金井街道：昼夜間ともに達成 東八道路：昼夜間ともに達成 (平成 29 年度)	
公害苦情件数	91～140 件 (平成 20～29 年度の最小～最大値)	

※1 大気環境基準及び道路交通騒音環境基準の詳細については資料編〇ページ参照。

※2 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、東京都測定局（局名：小金井市本町）での測定結果から、年 98%値又は 2%除外値を用いた長期的評価とする。

※3 ダイオキシン類は、小金井市による測定結果から期間平均値を算出し、評価する。

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
4. 安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る	4.1 大気や騒音などの公害発生源対策	4.1.1 事業活動等における公害の発生防止
		4.1.2 自動車由来の騒音や排気ガス等の低減
		4.1.3 農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策
	4.2 環境モニタリングとリスクコミュニケーション	4.2.1 大気や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信
		4.2.2 安全・安心のためのリスクコミュニケーション

施策の内容と各主体の取組

4.1 大気や騒音などの公害発生源対策

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	検討中
市内の自動車保有台数	36,442 台（平成 29 年度）	

①市の施策

4.1.1 事業活動等における公害の発生防止

事業者等に対して、公害防止に関する法令等（大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例等）に基づく規制や指導を行います。

これらのほか、「小金井市アスベスト飛散防止条例」に基づく解体作業におけるアスベスト飛散防止対策、土壌・地下水汚染防止対策なども推進します。

（立ち入り検査
Or アスベスト調査の写真）

写真 ○○○

4.1.2 自動車由来の騒音や排気ガス等の低減

大気汚染物質や騒音の主な発生源の 1 つと考えられる自動車について、環境負荷の少ない自動車（低公害車）や運転方法（エコドライブ）について情報提供を行うなどし、事業活動や日常生活における環境負荷を減らしていきます。また、自転車、公共交通機関などへの利用転換を促すため、自転車駐輪場の整備など、必要な環境整備を進めます。

4.1.3 農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策

農薬の使用低減に関する周知や情報提供、国の PRTR（化学物質排出移動量届出制度）及び東京都環境確保条例に基づく、市内事業所における化学物質の排出・使用量等の把握を継続します。

また、典型公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のほか、シックハウス原因物質、空間の放射線量など、市民の安全・安心を確保する上で必要なものについて、調査や対策を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 移動の際は、できるだけ低公害車、公共交通、自転車を使うなど、大気汚染物質や環境負荷の削減に努めます。
- 農作業を行う際は、大気汚染や悪臭の発生源となりうる野焼きを行わないなど、周辺住民の方に理解を求めるように努めます。一方で、周辺住民は、農地がもつ多面的な機能（うるおいのある景観、土との触れ合い、雨水の地下浸透、等）や地産地消の大切さを理解します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 公害防止に関する法令等を遵守することは当然として、事業所や作業場において大気汚染物質や騒音などを発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策を行います。
- 大気汚染や騒音の発生源となるガソリン車等はできるだけ使用せず、低公害車、公共交通、自転車などの使用に努めます。

4.2 環境モニタリングとリスクコミュニケーション

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
PRTR 制度及び都化学物質適正管理制度に関する届け数等	化学物質適正管理制度に基づく届出数：14 件 PRTR 制度に基づく届け出数（排出・移動量の合計）：5 件（11,868kg/年） （令和元年度）	検討中

①市の施策

4.2.1 大気や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信

市内の大気汚染物質や騒音等の環境調査を継続して実施し、生活環境が良好な状態に保たれているかどうかをモニタリングします。調査結果は、毎年環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、状況の変化についての解説を交えるなどし、積極的に情報発信します。

(道路交通騒音/大気汚染物質調査の写真)

写真 ○○○

4.2.2 安全・安心のためのリスクコミュニケーション

近年の公害苦情は、その多くが生活騒音等の日常生活由来であり、価値観の多様化や環境問題に関する住民どうしのコミュニケーション不足にも起因することを認識しながら、公害苦情の現状分析や対応に努めます。

また、公害苦情の実態に関するホームページ等での情報発信、自治会や不動産業者と協力した住民への周知、地区計画制度などを活用したローカルなルールづくり支援など、客観的なデータを効果的に示しつつ、身の回りの生活環境の問題について住民自らが考えてもらう機会をできるだけ多くつくっていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 公害苦情の大半は日常生活上の騒音等がきっかけであるという実態や、地域住民の協力がよりよい環境づくりにつながることを理解し、支障のない範囲での適切な配慮、隣近所との日ごろからのコミュニケーション、地区計画等のローカルルールへの協力に努めます。
- 市や事業者から発信される大気質や騒音などの環境モニタリング結果に関心をもち、積極的に調べたり学習したりします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 自社の環境対策等に関する情報の積極的公表などにより、地域住民や消費者などとの適切なコミュニケーションに努めます。

基本目標5

美しく住み心地のよいまちを守る

国分寺崖線（はげ）、玉川上水、名勝小金井（サクラ）に代表される小金井市民が慣れ親しんだ自然資源、歴史的・文化的資源を保全・活用し、市民とともに「小金井らしさ」の残るまちを守り続けていることを目指します。

また、バス停や駅、住宅地など、小金井市民が日々目にする場所や市の玄関口となる場所については特に美化活動やマナー啓発を強化し、いつまでも市民に愛される美しいまちを維持しています。

<関連するSDGs> ※検討中

関連するゴールとターゲットのキーワード



目標4：すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 ・持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育



目標11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 ・包摂的かつ持続可能な都市化を促進
 ・文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化

現状・課題

◆本市の景観の特性

- ・本市には、国分寺崖線（ハケ）、都立公園、屋敷林等の緑地空間や野川、仙川等の水辺空間といった自然景観資源が多く存在し、市民の癒しや憩いの空間となっています。
- ・また、玉川上水や名勝「小金井（サクラ）」等の国指定文化財、旧前川家住宅主屋等の都指定文化財、旧浴恩館（青年団講習所跡）等の市指定文化財といった歴史的・文化的資源も数多く残されています。
- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、将来残したい環境や大切にしていきたい環境として、回答者の半数以上が「名勝小金井（サクラ）などの桜のある風景」、「玉川上水や野川、仙川などの水辺空間」と回答し、特に「名勝小金井（サクラ）など桜のある風景」は全世代で上位を占めており、10歳代では8割以上が大切にしたいと回答しています。
- ・一方で、本市は都市的土地利用（公園や公共用地等を除く）の約8割が住宅地である住宅都市でもあります。駅前を中心とした都市開発事業の実施により、建物の高層化も進んでいます。
- ・自然や文化が織りなす景観資源と、文化の発展や利便性の向上に伴い新たに形成される景観の両方が、本市の景観の特性であると言えます。



写真 5-1 野川公園（自然観察園）

順位	1位	2位	3位
世代			
10歳代 (13)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (84.6%)	ごみが目につかない清潔な街並み (53.8%)	静かで落ち着いたまち (46.2%)
20歳代 (84)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (58.3%)	静かで落ち着いたまち (52.4%)	散策路や公園などの憩いの空間 (50.0%)
30歳代 (149)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (50.3%)	散策路や公園などの憩いの空間 (47.0%)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (45.0%)
40歳代 (157)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (64.3%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (53.5%)	きれいな河川や湧水 (45.0%)
50歳代 (164)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (61.0%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (60.4%)	静かで落ち着いたまち (52.9%)
60歳代 (158)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (60.8%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (59.5%)	きれいな河川や湧水 (47.6%)
70歳以上 (213)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (62.4%)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (62.0%)	散策路や公園などの憩いの空間 (48.1%)
			散策路や公園などの憩いの空間 (39.4%)

図 5-1 「将来残したい環境や大切にしていきたい環境」回答結果（市民アンケートより）

◆景観保全に係る本市の方針等

- ・小金井市都市マスタープラン（平成 24 年 3 月改訂）では、次世代に誇れる景観づくりとして「小金井市の風土にあった風景の保全と形成」、「小金井市に相応しい市街地景観の質の向上」、「都市の拠点や軸における小金井らしいみどりの創造」の 3 つの方針を掲げています。
- ・本市には景観条例および景観計画はありませんが、景観維持のため、小金井市まちづくり条例に基づき、事業者が同条例に規定する一定規模以上の開発を行う際の指針として、小金井市環境配慮指針を策定しています。
- ・小金井市環境配慮指針では、「小金井らしい景観をつくる」ため、東京都景観条例の遵守と建築物建設時の形態・色彩等の配慮、及び、文化財保護に関する項目（開発事業における小金井市教育委員会との事前協議、各種法令の遵守等）を明記しています。

◆地区計画制度による地区景観づくり

- ・地区計画は、「地区計画の方針」と「地区整備計画」により構成されており、「地区計画の方針」では地区の目標・方針を定め、「地区整備計画」では建築物等の用途の制限、建ぺい率の最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限等のルールを定めています。このルールの中で、地区の特性を活かした良好な住環境や美しい街並み等の保全や誘導が可能となり、良好な環境の保全・創出のため、現存する樹林地の保全や土地の利用方法についても制限することができます。
- ・本市では、梶野町三丁目地区、武蔵小金井駅南口地区をはじめとして 6 つの地区で地区計画を策定しています。

◆景観資源の活用

- ・本市では、東京都水道局が策定した「史跡玉川上水保存管理計画」（平成 19 年 3 月）及び「史跡玉川上水整備活用計画」（平成 21 年 8 月）を受けて、「玉川上水・小金井桜整備活用計画」（平成 22 年 3 月）と「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」（平成 24 年 3 月）を策定しています。
- ・当実施計画の中では、玉川上水沿いのヤマザクラ並木の復活のため、モデル区間を設定し、ヤマザクラの調査及び補植、生育条件の改善、維持管理等を市民団体と協働で実施しています。また、散策時や通行時の眺望確保やさらなる活用のため、緑道の整備・改良や歩道橋の付け替え、案内板の設置等も実施・検討しています。
- ・都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道が掲載されている「歴史と文化の散歩道 Tokyo Walking 全 23 コースガイドブック※」（東京都生活文化局発行）では、国分寺駅から小金井公園までの 5.8km が「府中国分寺コース（ハケの道・玉川上水散歩）」として紹介されています。
- ・本市ではこれらの景観資源を活用するため、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」を作成し、セルフガイドや案内時に利用できるよう、市ホームページでの公開、市役所や観光まちおこし協会での配布を行っています。

※ 都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道として、全 23 コースを昭和 58 年から平成 7 年にかけて都が整備。しかし、整備当時から 20 年以上が経過し、周辺環境の変化等もみられることから、本事業の維持及び広報を令和 2 年 3 月に終了。



写真 5-2 明治 30 年代の史跡玉川上水と名勝小金井（サクラ）



写真 5-3 眺望地点（史跡・名勝の鑑賞スポット）として平成 27 年度に設置した平右衛門橋

◆美化活動の状況

- ・本市では平成 20 年度から環境美化サポーター制度（アダプト・プログラム）を導入しており、市内の公園、道路等で美化活動を行う団体等（概ね 5 名以上、活動は原則年 6 回以上）に対して、市が清掃用具の支給、傷害保険の加入、活動により回収されたごみの収集等の支援を行っています。
- ・環境美化サポーター団体数は、平成 24 年度以降、30 団体前後で推移しています。

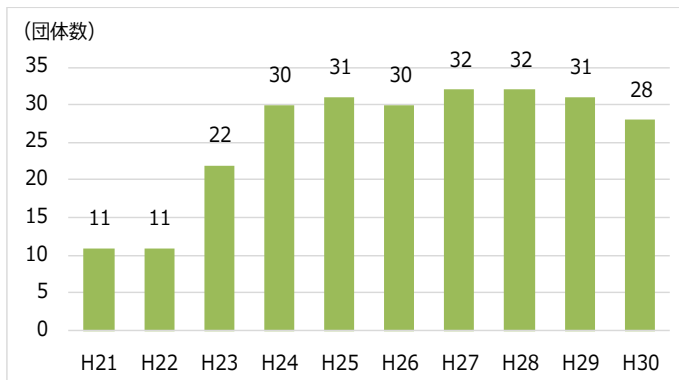


図 5-2 環境美化サポーター団体数の推移

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートによると、5~6 年前と比べて「まちの美しさ（景観、調和等）」が「良くなった」と回答した人は 22%で、38%は「変わらない」と回答しています。また、現在の「まちの美しさ（景観、調和等）」の満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は 46%でした。
- ・本市の景観を構成する要素の中でも、市民アンケート結果で回答の多かった「サクラ」「みどり」「水辺」のある風景は、市民が子供の頃から親しみ、ふれあい、目にしてきた「小金井らしさ」を感じる景観要素と考えられます。小金井市民が「小金井らしい」と感じる景観を未来へと引き継いでいくため、景観を保全する取組と活用する取組を並行して行っていく必要があります。
- ・景観資源の活用の取組として、ボランティアガイドによるまちなか観光案内が実施されています。市報で募集するツアーと参加者からのリクエストツアーがあり、令和元年は年間 10 件以上の活動のうち 7 件をリクエストツアーが占め、市民からのリクエストも年々増加しているようです。
- ・玉川上水においては、市民団体が桜並木の品種を守るため、接ぎ木による苗の育成や清掃活動を主導しており、都や市と協働の保全活動が行われています。
- ・まちなかの美化活動については、環境美化サポーター制度の活用によりボランティア団体による清掃活動が実施されており、まちの美しさを維持しています。
- ・小金井のまちを構成する街路樹や公園、学校、農地等のみどりは、美しさや心地よさを演出するだけでなく、まちなかの減災・防災機能も担っています。これらのみどりには民間所有のみどりも多く含まれることから、所有者には機能の重要性を理解してもらい、防災・減災機能を有する景観として維持していく必要があります。

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市民満足度（市民アンケートの「まちの美しさ（景観、調和等）」の満足+やや満足の合計）	46%	検討中

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
5. 美しく住み心地のよいまちを守る	5.1 景観の保全・活用	5.1.1 景観保全・創出に係る取組の実施
		5.1.2 景観要素を活用する取組の充実
	5.2 美しいまちなみの維持	5.2.1 美しいまちなみの維持
		5.2.2 まちの魅力向上

施策の内容と各主体の取組

5.1 景観の保全・活用

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
小金井市玉川上水・小金井桜整備状況		

①市の施策

5.1.1 景観保全・創出に係る取組の実施

小金井らしさを構成する国分寺崖線や玉川上水等は、東京の原風景としての一面も担っていることから、事業者には小金井市環境配慮基準及び東京都の景観形成基準遵守の指導を行います。

また、地区計画制度を活用し、地区の特性を活かしたまちなみを創出していきます。

地区災害時待機所としてJ Aと包括協定を結んでいる農地をはじめ、減災・防災機能を有する景観資源については、所有者に機能の重要性を理解したうえで維持していただけるよう、話し合いによる意識共有を図っていきます。



写真 5-4 整備後の玉川上水

5.1.2 景観要素を活用する取組の充実

自然資源や歴史的・文化的資源は、その価値を周知し、活用することで後世に引き継いでいくことができます。ボランティア団体と連携したまちあるきツアー等の支援を継続し、市内の人々に本市の魅力を感じてもらうことで観光資源としての価値も高めていきます。

また、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」等の配布・活用を行い、市内の景観要素の価値・魅力について情報発信します。

玉川上水については国や東京都とも連携しながら、市民団体とともにサクラ並木の再生事業及び史跡・名勝の活用事業を進めていきます。



図 5-3 まち歩きマップ

②市民の取組

- まちを歩く際や案内する際には、既存のマップ（坂と遊歩道マップ、まち歩きマップ等）を活用します。
- まちあるきツアー等に参加し、まだ知らないまちの魅力を知り、周りの人へ伝えます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

- 小金井市環境配慮基準及び東京都の景観形成基準を遵守し、景観保全に配慮した開発事業を行います。
- 市の一員として、まちの魅力や景観資源の価値等について情報提供を行います。

5.2 美しいまちなみの維持

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
環境美化サポーター団体数		
屋外広告物処理件数		

①市の施策

5.2.1 美しいまちなみの維持

市内の公園、道路等においては環境美化サポーター制度を活用し、市民とともに美しいまちなみを維持するための美化活動を推進します。

市の玄関口である駅前広場等では、小金井市まちづくり条例や東京都屋外広告物条例に基づく指導及び定期的なパトロールを行い、ポイ捨てや不法投棄が無く、広告物についても周囲の景観と調和のとれたまちなみを維持していきます。



図 5-4 環境美化サポーター制度
サインボード

5.2.2 まちの魅力向上

街路樹や生け垣等については、生活の安全・安心にもかかわる景観要素であることから、生け垣等の所有者にも植栽する樹種の選定時の配慮や適正な維持管理を促し、安全で良好な景観が維持できるよう働きかけます。

併せて、店舗軒先や道路際を活用したプランター設置等、日々目にするまちなみをさらに魅力的に彩る緑化を推進します。



写真 5-5 まちなかの緑化の様子

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 美しいまちなみを維持するため、ポイ捨てをしない、路上禁煙地区で喫煙しない等、マナーを守って生活します。
- 道路に面した庭や生け垣、プランターはまちの魅力のひとつであることを意識し、維持管理を行います。

③事業者の取組




小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 屋外広告物を設置する場合は、東京都屋外広告物条例を遵守します。
- 店舗軒先の緑化やプランター設置等を行い、まちの魅力向上に貢献します。

将来にわたる安全・安心・安定的な廃棄物処理を念頭に、良好な環境を未来へ引き継ぐため、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直すことで、廃棄物の発生抑制に努め、限りある資源の循環利用・有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けて3Rを推進する循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を目指します。

<関連するSDGs> ※検討中

関連するゴールとターゲットのキーワード

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包摂的かつ持続可能な都市化を推進 ・一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払う
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに小売り・消費レベルにおける1人当たりの食糧の廃棄を半減 ・収穫、出荷、貯蔵、加工、包装、輸送、販売の全ての時点における食料の損失を減少 ・製品 ライフサイクルを通じ、環境上適正なすべての廃棄物の管理を実現 ・廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減 ・持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>目標 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化 ・効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進

現状・課題

◆本市におけるごみ処理の変遷

- ・本市では、二枚橋焼却場の老朽化に伴う焼却炉の停止のため、平成18年10月にごみ非常事態を宣言しました。平成19年4月以降、燃やすごみの処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合に依頼してきましたが、令和2年4月1日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の3市で共同処理を行う新たな可燃ごみ処理施設が本格稼働しました。施設の周辺住民をはじめとした日野市住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、さらなるごみ減量及び資源化に取り組む必要があります。
- ・不燃・粗大ごみ処理施設と資源物処理施設についても、老朽化等の影響から再配置を進め、適正処理の維持を図るため、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」(平成30年3月)に基づき検討が進められており、それぞれ令和4年度、令和6年度中の稼働開始を目指しています。
- ・収集されたごみは最終的に東京たま広域資源循環組合(本市を含む25市1町で構成)の最終処分場(日の出町住民のご理解・ご協力を得て管理・運営)である、二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメント化施設(焼却灰のセメント化を実施)で処理されています。なお、平成28年度からは埋め立て処分量ゼロを継続しています。

◆ごみの分別区分、収集の状況

- ・本市では、家庭ごみについては燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、資源物、粗大ごみの分別を基本として収集・処理しています。
- ・燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみについては小金井市家庭用指定収集袋による有料回収、粗大ごみを除くその他のごみは無料回収を行っています。

- ・事業系ごみについては、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっており、小金井市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することとなっています。ただし、1日平均10kg未満の事業者は、事業用指定収集袋を使ってごみを出すことができます。
 - ・資源となるプラスチックごみ及び古紙・布は週1回の回収とし、これまで燃やさないごみとして回収していた「くつ・かばん類」や、燃やすごみとして回収していた「難再生古紙」は拠点回収を実施して、資源化の取組を進めています。
 - ・生ごみは燃やすごみとして回収していますが、家庭用電動生ごみ処理機（乾燥型）の利用者には、生ごみ乾燥物の戸別回収（無料）も実施しています。
- 注）右記の他に、地域の実情に合わせて地域住民等の管理のもと、拠点収集（回収）を実施している場合があります。

収集区分		収集回数
燃やすごみ		週2回
燃やさないごみ		2週に1回
プラスチックごみ		週1回
有害ごみ		2週に1回
粗大ごみ		随時
資源物	戸別回収	
	古紙・布	週1回
	びん	2週に1回
	スプレー缶	2週に1回
	空き缶、金属	2週に1回
	ペットボトル	2週に1回
	乾燥生ごみ	週1回
拠点回収	剪定枝	2週に1回
	ペットボトル	週3回
	トレイ	週3回
	紙パック	週1回
	乾燥生ごみ	週2回
	ペットボトルキャップ	週2回
	くつ・かばん類	月1回
難再生古紙	週3回	

図 6-1 ごみ収集区分と収集回数

◆本市のごみ排出量

- ・本市では、ごみ量の増加に伴う二枚橋焼却場や最終処分場等の問題から、戸別回収、家庭ごみの一部有料化を開始しており、早くからごみの減量に努めてきました。平成18年10月のごみ非常事態宣言後は、市民により構成される「ごみゼロ化推進会議」を発足させ、ごみゼロ化推進員を通して市民への意識啓発を行うとともに、平成18年度から生ごみ乾燥物堆肥化実験施設の設置（平成27年度閉鎖）、平成19年度から剪定枝等の資源化、平成20年度から家庭用乾燥型生ごみ処理機の生成物の回収等を進め、ごみの減量及び資源化の取組を実施してきました。
- ・これらの取組により、ごみ非常事態宣言後のごみ排出量は平成24年度まで順調に減少を続けていましたが、それ以降は横ばいの状態が続いています。
- ・本市の人口は令和5年頃まで微増傾向ということもあり、今後も行政としてごみ減量・資源化の取組を継続するとともに、市民一人一人が意識的に3R行動を行うことが重要です。

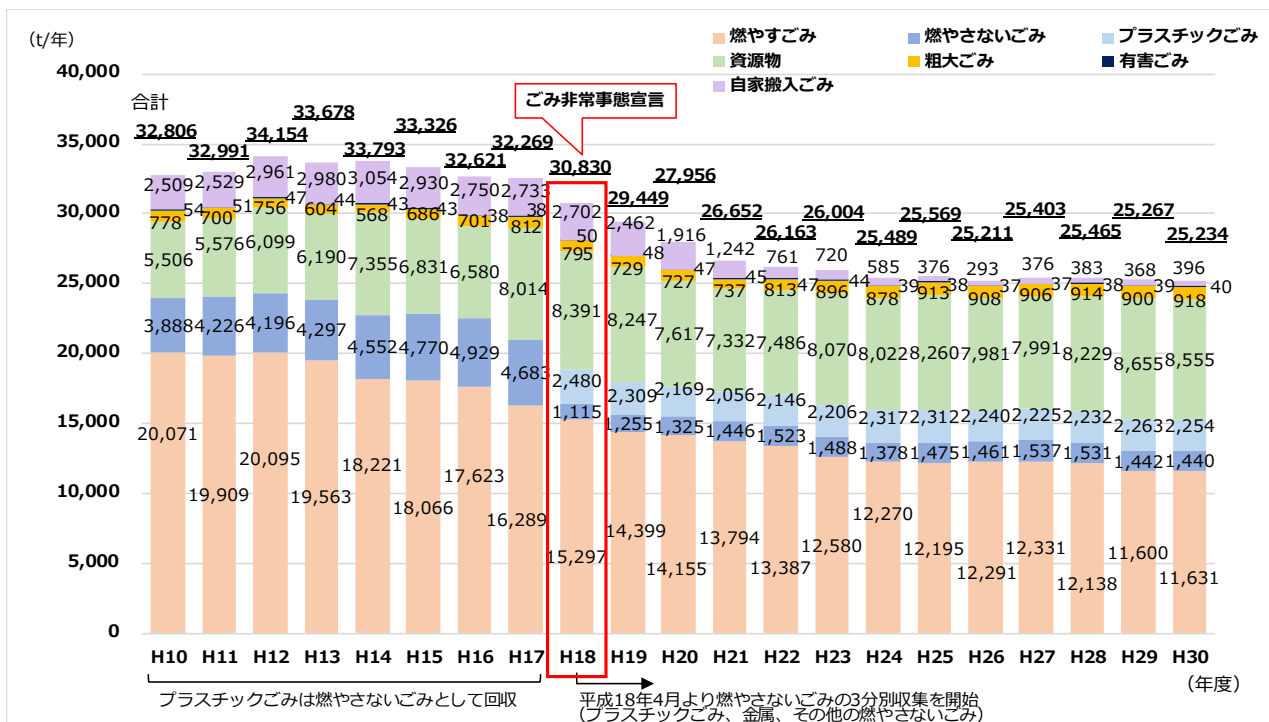


図 6-2 ごみ排出量（項目別）の推移

◆市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量

- ・平成 30 年度の市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、全体で 605 g/人・日ですが、その半分以上を家庭系ごみが占めています。
- ・本市では令和 2 年 3 月に小金井市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ排出量の目標として「令和 12 年度までに市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量が 355 g/人・日以下」を定めています。
- ・令和 12 年度の目標値達成に向け、さらなるごみ排出量削減のためにも、発生抑制を最優先とした 3R の推進に向けた施策を展開する必要があります。

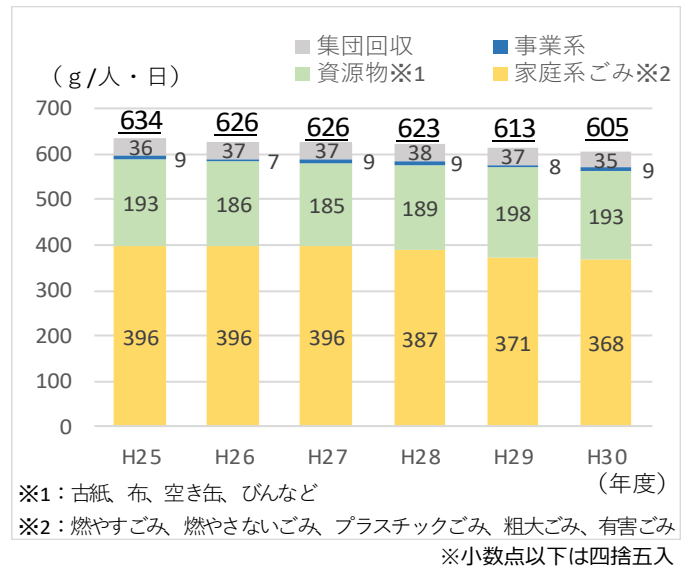


図 6-3 市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量

◆本市のごみの組成

- ・令和元年度に実施された家庭系及び事業系ごみの組成分析※の結果を見ると、燃やすごみよりも燃やさないごみへの異物混入の割合が高いことがわかります。
- ・燃やすごみについては、単身集合住宅で異物混入が多く、資源物 (図中の緑色) の中でも特に資源となる紙類が多く排出されていました。
- ・燃やさないごみについては、戸建て住宅よりも集合住宅でプラスチック類などの異物が多く排出されているのが目立ちます。
- ・ごみ組成分析結果を踏まえ、転入者の多い集合住宅へのごみの分別、資源化による減量の意識啓発を強化していくことが重要です。

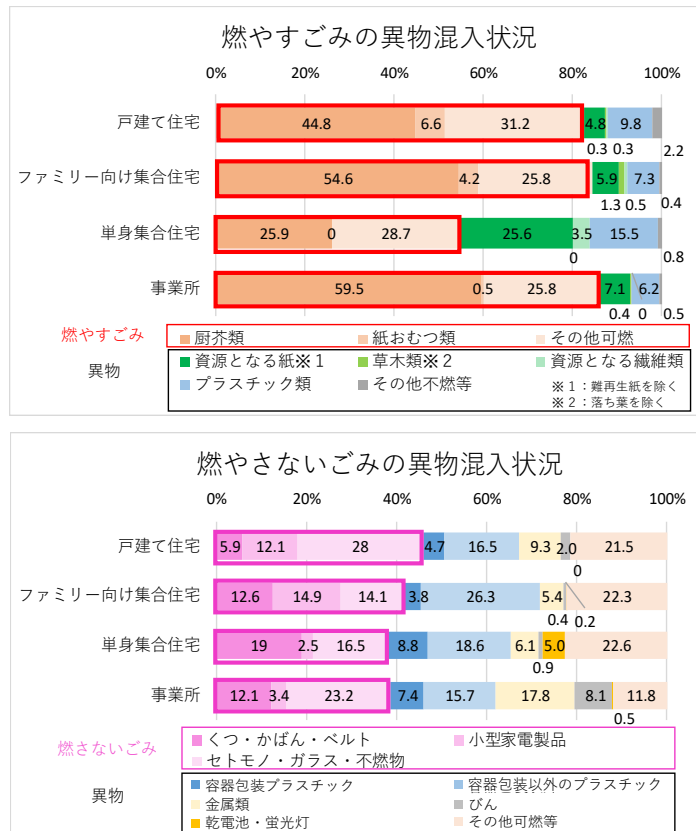


図 6-4 居住形態別のごみの組成

※ 4 つの居住形態から、それぞれ 2 地域ずつ選択し、各地域から燃やすごみの場合は 200kg 以上(袋数で約 40~50 袋)、燃やさないごみの場合は 100kg 以上(袋数で約 40~50 袋を目安に試料を調達。収集した試料の組成(65 分類)を行い、組成別に重量割合を算出(湿ベース)。

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートにおいて、約 97%の市民がごみの分別を実施していると回答していますが、ごみの組成分析結果を見るとリサイクル可能な資源物の混入も多く見られます。燃やすごみで最も多い厨芥類には、生ごみの他に未利用食品や未開封食品等も含んでおり、ごみの組成にも注視する必要があります。
- ・世界的に大きな問題となっているマイクロプラスチックによる環境汚染防止や食品ロス削減の観点からも、再度、無駄なものは買わない・もらわないという意識を徹底する必要があります。さらに、市民が普段の生活の中で簡易包装を選択したり、不要なものをリユース・リサイクルに回す手段や機会を提供するなど、3Rが当たり前となる環境づくりも必要です。
- ・小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に向けた事業所意識調査において、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由として最も多かったのがコスト削減、次いで社会的責任を果たすためでした。事業系ごみの発生抑制を推進するとともに、着実に認定店舗数が増えているリサイクル推進協力店や令和2年2月より開始した食品ロス削減推進協力店・事業所の認定を促すなど、市と事業者が密に連携して3Rを推進しやすい環境をつくっていく必要があります。
- ・生ごみについては、毎週土曜日に市民団体とボランティアによる生ごみリサイクル事業も実施されています。市では生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を設けたり、食品リサイクル堆肥の配布を行っています。今後は市民から市民への啓発が促進されるような活動支援も重要です。
- ・これまでのごみ減量・資源化の取組を継続するとともに、廃棄物処理を支える体制の確立、環境基金の有効活用など、長期的な事業実施が可能な仕組みづくりも必要です。

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	368g/人・日 (平成 30 年度実績)	検討中
総資源化率	51.3% (平成 30 年度実績)	
埋立処分量	0	

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
6. 3R 推進で循環型のまちをつくる	6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進	6.1.1 日常生活における3Rの徹底
		6.1.2 分別・減量を徹底する啓発活動の強化
		6.1.3 事業活動における3Rの推進
	6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進	6.2.1 地域と連携した収集・運搬の推進
		6.2.2 適切な処理・処分の推進
		6.2.3 廃棄物処理を支える体制の確立

施策の内容と各主体の取組

6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
事業所におけるリサイクル推進協力店舗の割合	検討中	
土曜生ごみ投入リサイクル事業における生ごみ投入量		

①市の施策

6.1.1 日常生活における3Rの徹底

→文中にリデュースの観点を追記

市民1人ひとりが無駄なものを買わない・もらわないを前提として、日常生活の中で3R行動が定着するよう、食品ロスの削減、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進及び資源の有効活用に繋がる事業や補助金制度の継続・拡充を図ります。

また、生ごみの堆肥化を実施している市民団体との連携や集団回収事業実施団体への奨励金交付などの支援を行い、市民及び市民団体の3R活動を促進していきます。

6.1.2 分別・減量を徹底する啓発活動の強化

4か国語対応のごみ・リサイクルカレンダーの配布やごみ分別アプリの紹介・活用など、転入者にも分かりやすい情報提供や分別指導を行い、ごみゼロ化推進員と協働しながら今後も3Rの取組や分別意識が向上するよう、意識改革を行います。

また、小・中学生や自治会などの団体に対し、市のごみの分別・ごみ処理の行方などを分かりやすく解説するくるカメ出張講座やごみ処理施設見学会などの環境教育・学習機会を提供することで、さらなるごみの減量と異物混入のない適正なごみ排出につながるよう普及啓発を行います。

効果的な3Rを推進するため、市内から排出されるごみの組成分析や調査・研究の実施等に取り組み、市民へ情報提供を行います。

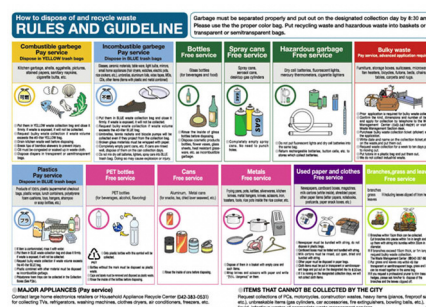


図6-5 ごみ・リサイクルカレンダー
(英語版)

6.1.3 事業活動における3Rの推進

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は事業者自らの責任で適切に処理することが原則ですが、新可燃ごみ処理施設に事業系ごみが搬入されることを踏まえ、各事業所に対して発生抑制の推進、分別指導を実施していきます。また、市民が日常生活の中で3Rに取り組む機会が増えるよう、リサイクル推進協力店及び食品ロス削減推進協力店制度の周知と認定店舗数の拡大を図ります。

大規模事業所でもある市の施設においては、「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」で減量目標を定め、「小金井市施設ごみゼロ化行動計画」を作成して市職員の減量・分別の意識向上を図るとともに、計画的にごみ減量を実施します。

- 分別を徹底し、異物混入のないクリーンなごみ排出を目指します。
- 生ごみは水切りを行い、食べ残しや汚れのある廃棄物はきちんと洗浄してから排出します。
- リサイクル推進協力店舗や食品ロス削減推進協力店舗での購買を心がけます。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- ごみとして処理する前に、リサイクルバザー、おもちゃの病院、不用品交換コーナー等を活用します。

③事業者の取組

- 事業活動に伴い発生した一般廃棄物は自らの責任において適切に処理を行います。
- 産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理し、マニフェストにより管理します。また、業者選定にあたっては、東京都の優良産廃処理業者に認定された業者を優先的に検討します。
- ごみの排出時には、発生抑制を心がけ、分別を徹底します。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- リサイクル推進協力店認定や食品ロス削減推進協力店・事業所認定取得を検討します。
- 資源物の店舗回収の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。

6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
低公害車の導入割合	検討中	

①市の施策

6.2.1 地域と連携した収集・運搬の推進

ごみの排出場所や日時、分別区分等のごみ出しルールを周知し、スムーズな収集・運搬ができるよう引き続き協力をもとめます。収集車については、低公害車の導入をすすめて環境負荷の低減を進めるとともに、騒音・渋滞の対策を図り、周辺住民への負担の軽減に努めます。

また、地域の関係機関・事業者との連携を強化し、ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者や障がい者が居住する住宅を個別訪問してごみ収集を行い、同時に安否確認を行うふれあい収集を推進していきます。

6.2.2 適正な処理・処分の推進

燃やすごみは、日野市内の新可燃ごみ処理施設で焼却処理し、焼却灰はセメント原料としてリサイクル処理します。燃やさないごみや粗大ごみ、資源物は、不燃・粗大ごみ処理施設や資源物処理施設で資源化处理します。これらの施設の長期的で安定・適正な運営のために、中間処理量・最終処分量の削減に取り組めます。

また、市が収集・処理していない廃棄物については市民自らで適正処理を実施する必要があるため、関係機関・事業者と連携して情報交換を行い、受け入れ体制の整備を進めるとともに、回収・処理方法について市民へ情報提供を行います。

6.2.3 廃棄物処理を支える体制の確立

令和2年度から本格稼働している可燃ごみ処理施設は日野市、国分寺市との共同処理施設であり、日野市内に立地しています。施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減し、安全・安心な環境を確保するために、関係機関や事業者と情報共有を図ります。

また、今後も長期的に事業を続けられるよう、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理や環境基金※の有効活用など、資金面においても検討を重ねていきます。

※ 環境基金：本市では小金井市環境基金条例に基づき、一般廃棄物処理手数料の一部などを積み立てています。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 使用済み家電製品やパソコン等、市で収集を行っていない廃棄物は、販売店や指定の回収業者に依頼し、適正処理を行います。
- 廃棄物のスムーズな収集・回収のため、ごみの分別を徹底し、ごみの排出場所・日時を守ります。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 資源物の店頭回収事業所の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。
- 市が収集・処理しない家電等のうち、店舗回収可能な廃棄物については市民に情報提供を行い、回収した廃棄物は適正処理を行います。

小金井市の取組紹介

→コラムは第3回審議会までに作成予定

基本目標7

エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

日常生活や事業活動、住まい、移動手段の中で、省エネルギーや再生可能エネルギー利用が推進され、低炭素で循環型のライフスタイル・ワークスタイルが浸透していることを目指します。

また、一人一人が気候変動による影響について理解し、その影響に上手に適応することで、変わらず快適な生活を送ることができるまちを目指します。

<関連する SDGs> ※検討中

関連するゴールとターゲットのキーワード



目標 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
・エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大
・エネルギー効率の改善率を倍増



目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
・包摂的かつ持続可能な都市化を促進
・包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施
・あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施



目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
・気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応力を強化
・気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善

現状・課題

◆地球温暖化による気候変動の現状と将来予測

- ・「気候変動の観測・予測及び環境評価統合レポート 2018」では、21 世紀末までに地球温暖化に伴う気候変動により、日本の平均気温が現在と比較して 4.4℃上昇、1 時間降水量 50 mm 以上の短時間強雨発生回数の増加等の影響が予想されています。
- ・本市周辺の年平均気温は上昇傾向にあり(図 7-1)、真夏日も増加傾向です。近年は台風の大型化、集中豪雨に伴う浸水等都市水害の発生など、気候の変化とそれに伴う影響が既に出始めています。
- ・IPCC 第 5 次評価報告書では、二酸化炭素の累積総排出量と世界平均地上気温はほぼ比例関係にあり、気候変動の抑制には、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要であるとされています。気候変動のリスクをできるだけ抑えるためには、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を推進することが必要です。
- ・同報告書では、将来、どのような温室効果ガスの濃度のシナリオ(仮定)を当てはめても、21 世紀末の気温は上昇するという予測がなされています。また、「気候変動適応情報プラットフォーム」の気候変動による影響予測結果では、厳しい温暖化対策を実施した場合でも、年間降水量の上昇、コメ収量の低下(品質重視)、熱中症搬送者数や熱ストレス超過死亡者数の増加などの影響があるとされています。そのため、上記「緩和策」と両輪で、気候変動による影響から生活や事業活動を守るための「適応策」も進めていくことが重要です。

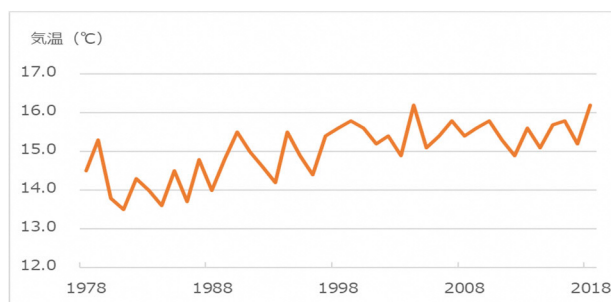


図 7-1 年平均気温の経年変化
資料：気象庁 HP (府中気象観測所)

◆温室効果ガス排出量の削減に向けた動き

- ・第2章で述べたように2015（平成27）年のCOP21でパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分下方に保持、1.5℃に抑える努力をすることが合意されました。国も、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することを決定し、さらに長期目標として2050（令和32）年までに80%削減を設定しています。
- ・その後、IPCC「1.5℃特別報告書」（2018（平成30）年）において、気温上昇が1.5℃の場合の気候変動リスクは2℃の場合よりも低いことが示されました。そして、平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、CO₂（二酸化炭素）排出量を2050（令和32）年頃には正味ゼロに達することが必要とされています。
- ・これらを受けて、東京都では2019（令和元）年に、2050（令和32）年にCO₂実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。また、その実現に向けて、「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。本市においても、気温上昇を1.5℃に抑えることを目指し、世界や国、都の長期的な目標をも見据えた取組が必要です。

◆本市における温室効果ガス排出量と将来推計

- ・市域から排出される温室効果ガスは、そのほとんどが二酸化炭素です。平成28（2016）年度の温室効果ガス排出量328.6千t-CO₂のうち二酸化炭素排出量は303.1千t-CO₂でした。二酸化炭素排出量の排出量は、平成24（2012）年度以降減少傾向にあります（図7-2）。
- ・平成28（2016）年度の部門別二酸化炭素排出量は、家庭部門が最も多く（約52%）、次いで業務部門（約31%）、運輸部門（約12%）、産業部門（約3%）、廃棄物部門（約1%）となっています。
- ・市域の温室効果ガス排出量の将来推計によると、特に対策を行わない場合（現状維持ケース）、二酸化炭素排出量は令和7（2025）年度においてわずかに増加するものの、それ以降は緩やかに減少し、2030（令和12）年度には2013（平成25）年度比で10%削減となる見込みです（図7-3）。気候変動によるリスクを極力抑えるためには、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、さらに意欲的に排出量削減を進めることが必要です。特に、将来的にも家庭部門と業務部門が排出量の多くを占める傾向は変わらない推計となっていることから、日常生活や事業活動における排出量削減が引き続き重要な課題です。また、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のほとんどを占めるHFCs（ハイドロフルオロカーボン類）は、オゾン層破壊効果がないため特定フロンに代替として使用されていますが、温室効果が高い物質です。HFCsの排出量は今後も増加が見込まれており、削減を進めていく必要があります。

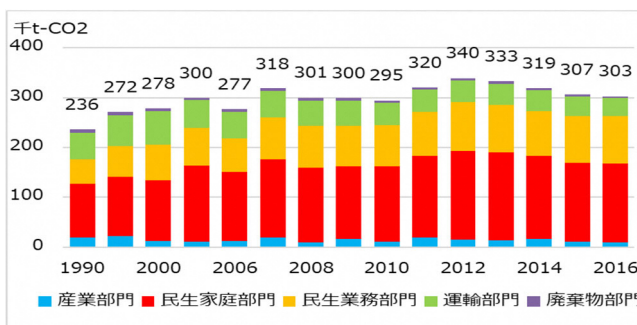


図7-2 部門別二酸化炭素排出量の推移
出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

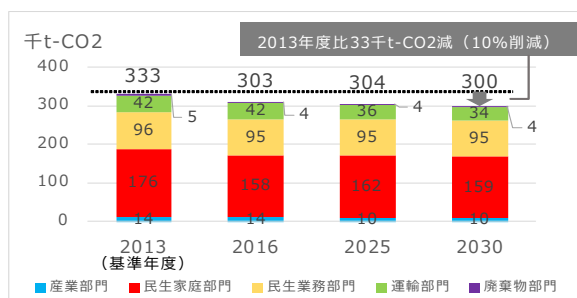


図7-3 市域のCO₂排出量の推移と将来推計（現状維持ケース）

◆各主体の取組や意識

- 平成 27 年 3 月に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画－改訂版－」（以下、「地域推進計画」という）を策定し、市民・事業者・教育研究機関・市が一体となって施策を推進してきました。
- 市民アンケート結果では、節電行動や省エネ性能の高い製品の選択などが浸透している様子が伺えますが、環境配慮型機器を導入している・考えている市民は 2 割程度でした。市では、住宅への新エネルギー等利用設備の導入支援を行っており、年間で平均して 150 件程度の利用がありますが、今後は新技術の進展を見据えつつ、市民等の導入に関する意向等を把握し、対象機器を見直しながら支援を継続していくことが必要です。
- 地域推進計画改訂に向けた事業者アンケート結果によると、8 割の事業者が節電や節水、再生紙利用、資源ごみの分別収集などの配慮行動を実施していました。設備については、LED 照明等高効率照明(91%)、省エネ型業務用機器（76%）等の導入意向※が高い一方、太陽光発電システム等再生可能エネルギー利用に関しては、費用がかかることを理由に導入意向が低くなっており、事業者が再生可能エネルギーを利用しやすいような支援が必要です。
 - ※ すでに導入している+今後、導入する予定がある+今後、導入してみたい
- 自動車からの二酸化炭素排出削減に向けた取組として、市民・市内事業者対象の「エコドライブ講習会」、コミュニティバス再編事業、自転車駐輪場整備等が進められてきました。市民アンケートでも「徒歩自転車・公共交通を利用する」の実施率（いつもしている+ときどきしている）が 8 割を超えており、着実に浸透しつつあることが伺えます。
- 地域推進計画改訂に向けたアンケートにおいては、市民の 47%、事業者の 48%が「適応」という「言葉自体を知らなかった」と回答しているため、気候変動のリスクやそれに対する適応の重要性に関する普及啓発が必要です。
- 令和元年度末頃からは、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止を契機として、一部の業種ではテレワークや Web 会議、時差出勤などの導入が進んでいます。これらの生活様式は、移動に伴う自動車利用の削減等の効果も期待され、今後も積極的な導入が望まれます。

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市内の温室効果ガス排出量	328.6 千 t-CO2 (2016 年度)	検討中
市内のエネルギー消費量	3,280TJ (2016 年度)	

<施策の展開> →基本施策の構成、7.3.1 の文言を修正

基本目標	基本施策	施策
7. エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる	7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進	7.1.1 建物の低炭素化の促進
		7.1.2 機器・設備の低炭素化の促進
		7.1.2 低炭素化につながる行動・活動の普及促進
	7.2 移動における低炭素化の推進	7.2.1 交通手段の転換の促進
		7.2.2 自動車の低炭素化の促進
	7.3 気候変動適応策の推進	7.3.1 気候変動適応に関する普及啓発
		7.3.2 気候変動による影響の把握
		7.3.3 暑熱対策の推進
		7.3.4 災害対策の推進

施策の内容と各主体の取組

7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142 件（令和元年度）	検討中
省エネ改修に係る減税制度の利用件数	●件（令和元年度）	
EMS 導入事業所の優遇措置利用件数	－	

①市の施策

7.1.1 建物の低炭素化の促進

→公共施設の省エネ化と情報発信を追記

建物の新築や改修の際に低炭素化を検討してもらえるように、不動産業者や住宅メーカー、工務店とも連携を図りながら、建物の省エネ化の手段、検討にあたり利用できる制度、省エネ型建築物（図 7-4）に関する情報提供を行います。また、導入のハードルを下げるために、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、市が実施する省エネ改修に係る固定資産税の減額制度の継続・拡充の検討を行います。

また、公共施設の新築・改修においても省エネ化を推進し、その効果を積極的に情報発信していきます。

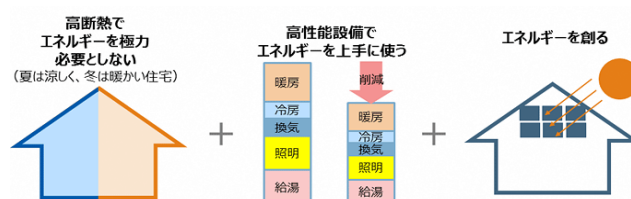


図 7-4：省エネ型建築物の例～ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）のイメージ～

出典：経済産業省 省エネルギー庁 省エネ住宅ポータルサイト
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

同様に、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）もある。

7.1.2 機器・設備の低炭素化の促進

効率の良いエネルギー利用や再生可能エネルギーの導入や転換を促進するため、家電等販売店とも連携を図りながら、省エネ機器・再エネ利用設備やエネルギー管理システム、コージェネレーションシステム等に関する情報提供を行います。また、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、市が実施する補助金制度の継続・拡充、新規制度の検討を行います。

個々の家庭での導入が難しい集合住宅への省エネ機器・再エネ利用設備の導入、大型商業施設への災害時対策も考慮した再生可能エネルギー設備等の導入など、様々な主体・事業体を対象に呼びかけを行います。

二酸化炭素よりも地球温暖化係数が高いフロン類については、適正な回収・処理を指導するとともに

フロンラベル

エアコンや冷凍冷蔵機器、断熱材などに表示



に、オゾン層保護と地球温暖化対策の両面から寄与する製品（「低 GWP^{*}冷媒」を使用した機器やノンフロン^{*}の機器）に関する普及啓発を行います。

※GWP：地球温暖化係数（CO₂を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値）。この値が小さく温室効果が小さい冷媒のこと。

7.1.3 低炭素化につながる行動・活動の普及促進

→エコな電力の調達と情報発信について追記

脱炭素社会づくりに貢献し、地球温暖化対策に資する「賢い選択」= COOL CHOICE の考え方や具体的な取組内容及び効果について、普及啓発を行います。節電・節水などの省エネ行動をはじめ、再生可能エネルギー由来の電力の調達、日常生活における、宅配サービスの受取、食料品の購入や、事業活動におけるグリーン購入、物流の効率化など、様々な場面の COOL CHOICE の選択肢を紹介していきます。

これらの情報は、市のホームページや、市報、パンフレット、環境行動指針等様々な媒体やイベント等を利用して、より多くの場や機会において市民・事業者伝えていきます。

また、環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）導入事業所の優遇措置等、事業所の低炭素化に向けた取組に対するさらなるインセンティブを検討します。

日常生活における COOL CHOICE の例

- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 再配達が必要な宅配サービスを選択
- 輸送エネルギーが少ない地場野菜を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

事業活動における COOL CHOICE の例

- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 事務用品などは環境負荷が小さい製品を選択
- 効率の良い輸送ルートを選択
- より低炭素な輸送方法を選択
- 燃費のよい運転方法を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

- 住宅の新築・改築、マンションの購入の際には、断熱性や再生可能エネルギー利用など環境性能を考慮し、ZEH を検討します。
- 家電等の買い替えの際には、省エネルギー性能が高いものを選択します。
- 再生可能エネルギー設備やエネルギー管理システムについて情報を収集し、導入を検討します。
- 再生可能エネルギー由来の電力を選択するなど、COOL CHOICE を実践します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

- （家庭向け住宅メーカー、工務店、家電販売店等）省エネ機器・再生可能エネルギー機器の性能や住宅の省エネ化の方法、補助金等各種制度について、市民に積極的に情報提供します。
- （集合住宅管理会社）集合住宅等への再生可能エネルギー設備や HEMS 等エネルギー管理システムの導入を検討します。
- （家庭向け住宅メーカー、工務店等）取扱商品のラインナップとして、省エネ住宅や東京ゼロエミ住宅、ZEH を検討します。また、省エネ住宅の機能や各種補助制度等について購入者に情報提供を行い、積極的に供給します。
- 消費者や従業員に COOL CHOICE に関する情報提供を行います。
- 設備更新時には、省エネ機器や再生可能エネルギー設備を導入します。
- ESCO 事業や省エネ診断を活用して省エネ改修について情報を収集し、実施を検討します。建築物の新設にあたっては、ZEB を検討します。
- 冷蔵・冷凍設備や空調設備を導入・更新する際には、代替フロンを使わない製品を検討し、廃棄の際にはフロン類を適正に処理します。

- （家電販売店等）購入者にフロンの適正処理の重要性や代替フロンを使わない製品について情報提供します。
- 環境マネジメントシステムの導入・活用を進めます。

エコな電力の調達方法 →第3回審議会までに作成予定

7.2 移動における低炭素化の推進

＜取組指標＞ ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
エコ通勤優良事業所認証取得事業所数	● 事業事業所（2019 年度）	
急速充電整備箇所数	● 箇所	

①市の施策

7.2.1 交通手段の転換の促進

公共交通機関をより利用しやすくするため、市内の交通の状況や市民ニーズを踏まえたコミュニティバスの既設路線の見直しを行います。

自転車や徒歩による移動を選択しやすいよう、幹線道路における空間確保や自転車駐輪場の整備に努めます。

7.2.2 自動車の低炭素化の促進

自動車を利用する際の低炭素化（低燃費化）を促進するため、エコドライブに関する普及啓発を行うとともに、自動車自体の低炭素化を図るため、次世代自動車の性能や効果、各種補助金制度等の情報提供を行います。

また、公共施設への急速充電設備や水素ステーションの整備、主要な商業施設等と連携した整備等、次世代自動車を利用しやすい環境づくりを検討します。

次世代自動車の種類

- 天然ガス自動車
- クリーンディーゼル車
- バイオ燃料対応車
- ハイブリッド車
- プラグイン・ハイブリッド車
- 電気自動車
- 燃料電池自動車
- 水素自動車

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

- 移動手段として、自転車や徒歩、公共交通機関を優先的に利用します。
- 自動車を買う際には、環境負荷等の情報も比較し、積極的に次世代自動車を購入します。
- 運転時にエコドライブを意識します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

- 通勤手段として、自転車や徒歩、公共交通機関の優先利用を推奨し、エコ通勤優良事業所認証の取得を目指します。
- リモートワークやオンライン会議の活用等により、自動車による移動を減らします。
- 社用車の買い替えの際には、積極的に次世代自動車を購入したり、カーシェアリングの導入を検討します。
- 運転時にエコドライブを意識します。
- 急速充電設備の敷地内への設置等に協力します。

7.3 気候変動適応策の推進

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
気候変動適応に関するワークショップ・講座等の受講人数	—	
意識調査における「適応」の認知度	市民●%、事業者●%	
クールスポット創出箇所数	—	

①市の施策

7.3.1 気候変動適応に関する普及啓発

→定期的・集中的な情報発信、普及啓発の方法について追記

本市においては、気候変動により農業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、国民生活・都市生活の各分野に影響が出ることが想定されます(表7-1)。今後、市民や事業者とともに適応策を進めていくにあたり、まずは気候変動適応に対する関心を高め、日常生活や事業活動との関係を認識してもらうことが重要です。

そのため、市のホームページや、広報紙、パンフレット等様々な媒体を通じて、気候変動による影響や適応の必要性、技術動向や国・都の政策、市民や事業者が実施可能な対策等に関する情報を定期的・集中的に発信します。

また、気候変動を「自分ごと」として捉えるためのワークショップや学習会の実施、事業者団体等との意見交換会、イベントの活用など、様々な場や機会を通じて普及啓発を行います。

表7-1：気候変動による影響

分野	大項目	小項目	国の評価			
			重大性	緊急性	確信度	
農業・林業・水産業	農業	果樹	○	○	○	
		園芸作物(野菜)	—	△	△	
		病害虫・雑草	○	○	○	
	その他	農業生産基盤	○	○	△	
		農業従事者の熱中症(死亡リスク)	○	○	○	
		農業従事者の熱中症(熱中症)	○	○	○	
水環境・水資源	水環境	河川	◇	□	□	
	水資源	水供給(地表水)	○	○	△	
自然生態系		陸域生態系	人工林	○	△	△
	淡水生態系		河川	○	△	□
	生物季節	生物季節	◇	○	○	
		分布・個体群の変動	在来種	○	○	○
	自然災害・沿岸域	水害	外来種	○	○	△
			洪水	○	○	○
健康	暑熱	内水	○	○	△	
		死亡リスク	○	○	○	
	熱中症	熱中症	○	○	○	
産業・経済活動	産業・経済活動	節足動物媒介感染症	○	△	△	
		製造業	◇	□	□	
国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン等	エネルギー需給	◇	□	△	
		水道、交通等	○	○	○	
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	

※凡例は次のとおりです 【重大性】○：特に大きい、◇：「特に大きい」とは言えない、—：現状では評価できない
【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない
【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない

7.3.2 気候変動による影響の把握

自然環境分野の活動団体、事業者団体、農業従事者等と連携し、市域で現在既に起こっている気候変動による影響の現状について把握します。水環境や自然生態系については、水質や動植物のモニタリング調査により影響の度合いや変化を把握します。これらに関する情報は、適宜提供し、市民や事業者の備えを促します。

7.3.3 暑熱対策の推進

既に起こっている影響である気温上昇による熱ストレスの低減や、まちなかの快適性確保のために、みどりの保全や創出(→基本目標1参照)、遮熱性舗装や保水性舗装の整備等、地表面の温度上昇を抑制するための対策を実施します。まちなかや公共施設には、日よけやミストの設置などによりクールスポットを創出し、その効果を測定して広く情報提供するとともに、商業施設などと協力して市内のクールスポットを増やします。

また、屋上・壁面緑化や緑のカーテンなど建物の温度上昇を抑える取組や、打ち水等の手軽にできる暑さ対策、個人でできる熱中症対策等についても、引き続き情報提供を行います。

気温上昇に伴い懸念される感染症の予防策についても情報提供を行います。

7.3.4 災害対策の推進

近年増加している自然災害対策（防災や災害時の対策強化）として、雨水浸透施設の整備（→基本目標 2）やインフラの点検及び計画的な修繕、ライフラインの確保、災害協定等非常時の体制強化を進めます。気候変動に伴い災害の激甚化も想定されるため、国や都の動向なども踏まえ、防災計画や各種対策を適宜見直すとともに、生態系を活用した減災・防災（Eco-DRR）の可能性について検討していきます。

市民や事業者もそれぞれ災害に備えられるよう、引き続き防災マップ等による周知を行ったり、再生可能エネルギー設備や蓄電池等の災害時の活用の視点からの導入促進を行います。また、地域における気候変動と防災に関する勉強会等を通じて危機意識を高めていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、「自分ごと」として把握します。
- 緑のカーテン、打ち水など、住まいを涼しくする工夫をします。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。
- 熱中症・感染症の予防に努めます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての適応策を検討します。
- 屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなどを進めます。
- （商業施設等）まちなかのクールスポット創出に協力します。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。また、自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木等が起こらないよう、日ごろから点検等を行います。
- 事業活動中の熱中症・感染症の予防に努めます。




小金井市の取組紹介

→コラムは第3回審議会までに作成予定

本市が保全してきたみどりや湧水等の自然環境、快適な生活環境をこれからも守り続けるために、手軽に環境情報に触れられる機会を充実させ、環境保全活動の場を増やすとともに、各主体が環境事業を主導できるような協働体制の構築を目指します。また、地域内連携だけではなく、広域連携による情報交換・共有を行い、効果的な情報発信を実施します。

＜関連する SDGs＞ ※検討中

関連するゴールとターゲットのキーワード

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標 4：すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育 ・全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包摂的かつ持続可能な都市化を促進
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化 ・効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進

現状・課題

◆環境教育・環境学習の場づくり、環境保全活動の現状

- ・本市の代表的な環境学習プログラムの一つとして、環境市民会議や市民団体と連携した田んぼ体験があり、武蔵野公園のとんぼたんぼや東京学芸大学園場等を活用した体験学習を実施しています。
- ・河川の清掃と自然観察を兼ねた環境保全活動であるクリーン野川作戦は市民の認知度も高く（次頁アンケート結果参照）、例年 220 人程度の参加者数を保っています。家族イベントの一環として毎年参加する市民もいることから、今後も環境保全に関する啓発の一端を担う取組であるといえます。
- ・本市では、市民の積極的な活動を促すため、環境美化サポーター制度（市内の公園・道路等の清掃活動）、みどりのパートナーシップ協定（花壇維持管理・緑化推進等）、ごみゼロ化推進員制度の運用や、子供会による遊び場等の清掃及び除草協力を実施しています。各々の活動に対して、清掃用具の貸出、保険加入、協力金等を行っており、地域コミュニティを基盤とした環境活動をサポートしています。
- ・公民館では、成人大学、成人学校、子ども体験教室等の各種講座を開催しており、環境分野では農業体験や自然観察、庭木剪定等の講座が実施されています。講座の受講生の有志で設立された市民団体は、市とみどりのパートナーシップ協定を結んで活動しており、市の取組が市民活動に繋がった成功例といえます。
- ・環境配慮住宅型研修施設「小金井市環境楽習館」は、近年の猛暑により、設備が十分に機能を果たすことが困難であるため夏季期間を休館としています。また、駅から遠い場所に立地しているため



写真 8-1 クリーン野川作戦
出典：環境市民会議ブログより

認知度も低く、利用者数は年間 2,000 人程度で推移し、伸び悩んでいます。

◆人材、情報のネットワークづくり

- 本市では毎年「こがねい市民活動団体リスト」を作成・更新しており、環境分野では 13 団体（H31.4.1 更新版）が掲載され、市内各地で活動を行っています。ただし、一部の活動団体はメンバーの高齢化・固定化等の課題を抱えており、今後、活動や活動体制が縮小されてしまうことが懸念されます。
- 平成 17 年度から毎年開催している環境フォーラムでは、体験学習の他、環境団体の活動紹介、環境賞授与式を実施しており、市内の環境活動団体や大学等との交流の場としても活用されています。平成 30 年度にはマイクロプラスチックに関する講演会を開催したり、令和元年度には環境×防災をテーマとする等、毎年異なるテーマが掲げられており、環境問題におけるトレンドを知ったり、参加者間の情報交換の場として有益なイベントであるといえます。
- 本市は市内及び周辺の 6 大学（東京学芸大、東京農工大、法政大、亜細亜大、武蔵野大、総合学院テクノスカレッジ）、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットと協定を結び、地域活性化や環境保全活動等での連携も図っています。
- 広域連携としては、東京都環境局及び多摩 26 市の環境政策担当で構成する「東京都市環境・公害事務連絡協議会（年 6 回開催）」の参加、野川流域連絡会等を通じた流域自治体や環境活動団体と連携を図り、情報共有を行っています。

表 8-1 環境フォーラムのテーマと参加者数

年度	テーマ	参加者数
H20	かんきょう博覧会 2008in 小金井	900 人
H21	かんきょう博覧会 2009 in 小金井+国分寺	400 人
H22	きらめきひらめき環境まつり	500 人
H23	環境映画祭 in 小金井	780 人
H24	震災後の私たちの暮らし	560 人
H25	みず・みどり・いきもの・ひと～住み続けたいまち小金井～	770 人
H26	次世代につなぐ環境映画祭	115 人
H27	つくる・触れる・語り合う	150 人
H28	つくる・みがく・きづく	150 人
H29	木のめぐみ 森だくさん	156 人
H30	めぐる・広がる・未来につなげる	440 人

◆情報発信、情報提供媒体について

- 令和元年度実施の市民アンケートを見ると、小金井市が実施する環境に関する取組や施設等についての認知度は低く、取組・施設を知っていても参加・利用したことがある人はいずれの項目においても 1 割以下でした。
- 同アンケートでは利用しやすい情報提供媒体について、回答者の約 8 割が市報こがねいと答えています。自由記述欄には、駅やバス停での提示、スーパーやショッピング施設での広告、マスメディアという意見もみられることから、日常生活の中で立ち寄る場所や手に取るものに情報を組み込むことで、日常的に情報に触れられる機会を増やす必要があります。
- 10 代～40 代では利用しやすい媒体として Twitter や Facebook 等の SNS が上位に入っていることから、紙面だけではなく、ネット上で手軽に確認できる媒体の活用も必要です。
- 市では令和元年 7 月から小金井市環境政策課の Twitter を開設・運用しています。また、環境情報や各主

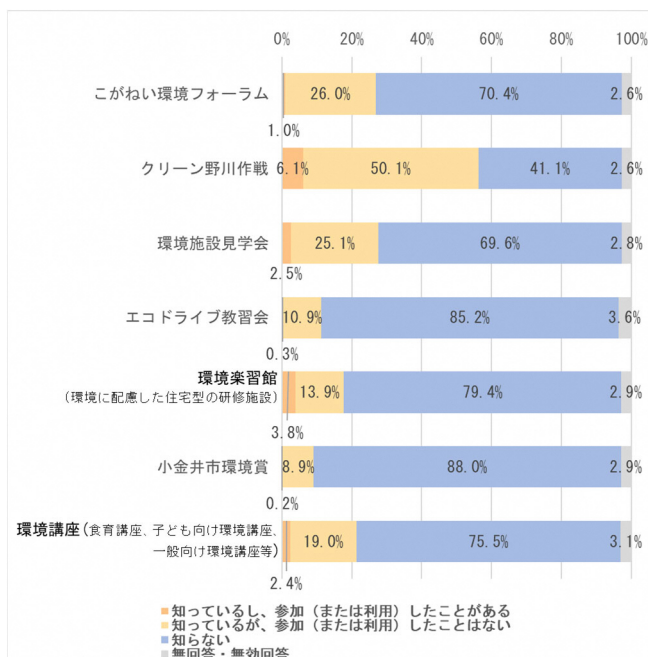


図 8-1 小金井市が実施する取組の認知度（令和元年度実施市民アンケートより）

体との連携により得られた情報については、単に公表するだけではなく、市民の興味・関心を惹くような見せ方の工夫等を行い、市民を環境活動に巻き込む取組も必要です。

◆市民協働体制について

- 本市には、市と協働で環境保全活動に取り組む組織として、環境基本条例に規定された環境市民会議が存在します。環境市民会議は平成 16 年度に市民により設立され、第 2 次環境基本計画では、環境フォーラムを含めた環境事業を協働で実施するにあたり、市民サイドの環境保全活動推進体制の中核として位置付けられていました。
- 時代の変遷とともに様々な分野の部会も設置され、現在では地下水測定部会、緑調査部会、まちづくり部会、環境学習部会、生活環境部会、エネルギー部会、はけの環境部会の 7 つの部会で構成されており、毎年活動計画と環境保全に関する啓発事業報告書をまとめています。
- しかし、高齢化により当初に比べて活力が低下している等の課題があり、市と協働で実施していた環境フォーラム、クリーン野川作戦、環境施設見学会の 3 事業については平成 29 年度から小金井市に主催者を移し、NPO 法人が委託を受けて運営を行っています。
- 環境分野で団体間の連携・協働を促進するためのコーディネート機能の強化も必要となることから、これからの市民協働の体制について、環境市民会議のあり方を含めた検討が必要です。

◆各主体の取組や意識

- 市民団体による環境保全活動は、みどり、水、ごみ等の様々な分野で実施されていますが、前述のとおり、メンバーの高齢化や固定化による活動の縮小が一番の課題として挙げられており、長期的な活動計画を立てられない団体も見られます。環境保全活動は、市民協働により実施することでより大きな効果が得られるものであるため、各団体の実態を踏まえたうえで、連携・協働を図っていく必要があります。
- 令和元年度実施市民アンケート結果より、環境活動の取組に参加しない理由をしてみると、「時間的余裕がない」というのが最も大きい理由として挙げられていますが、自由記述の中では活動自体を知らない、参加方法がわからない、という意見も見られます。環境情報の発信強化のため、情報提供ツールや情報提供の場についても新たな展開が必要です。
- 事業者においては、市と地域活性化包括連携協定等の協定を結び、環境等の事業を円滑に進めるためのベース作りを進めてきていますが、事業者が実施してきた環境配慮行動の公表や連携可能な事業の検討等、市民にも取組が見えるような情報発信のあり方も考慮する必要があります。

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
環境フォーラム参加者数	検討中	
環境フォーラム参加団体数		

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
8. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる	8.1 環境教育・環境学習の機会の充実	8.1.1 学習の場・機会の創出
		8.1.2 担い手の創出
	8.2 協働による環境保全活動の推進	8.2.1 市民協働体制の構築
		8.2.2 場・人材・情報のネットワーク化
	8.3 環境情報の発信と活用	8.3.1 効果的な情報発信
		8.3.2 環境情報の有効活用

施策の内容と各主体の取組

8.1 環境教育・環境学習の機会の充実

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
クリーン野川作戦参加者数	検討中	
出張講座実施回数		

①市の施策

8.1.1 学習の場・機会の創出

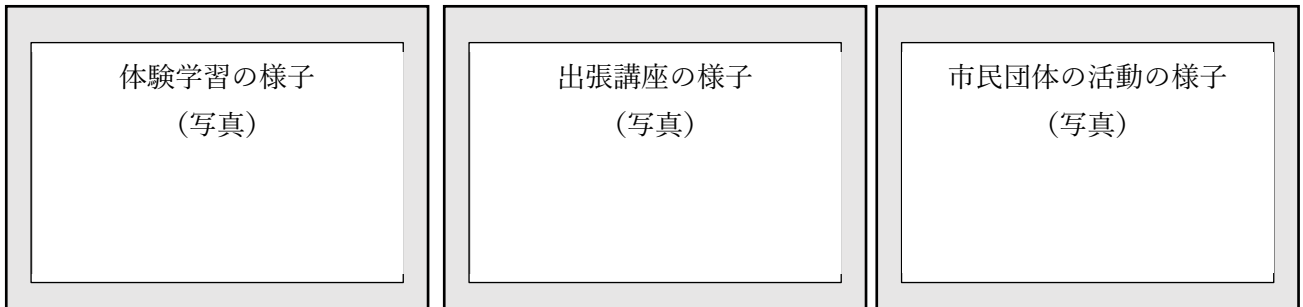
本市には都立公園や崖線、大学等のみどり環境や玉川上水をはじめとする水辺環境など、環境学習のフィールドが豊富に存在しています。これらを有効活用し、クリーン野川作戦等の環境学習プログラムやイベント、環境学習講座等の学習機会を提供していきます。

環境保全活動への参加により、本市の環境への関心や理解を促し、自発的な活動につなげられるよう、大学等の機関や市民団体とも連携し、内容の充実を図ります。

8.1.2 担い手の創出

環境市民会議や市民団体による環境保全活動への参加を促すとともに、小学校や事業所等への出張講座や体験学習を通して多世代の市民に気軽に活動に参加してもらい、環境について知ってもらうことで未来の小金井市の環境保全を担う人材の育成につなげていきます。

また、市民の生涯学習活動を推進するため、こがねい市民講師登録・紹介制度等を活用し、環境分野の人材登録をすすめます。



②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全活動（イベント、環境フォーラム、公民館講座等）へ参加します。
- 環境保全活動での体験や得た知識を家族や友達等に伝え、広めていきます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- イベント、環境フォーラム等に積極的に参加・協力します。
- 出張講座を利用し、従業員の意識啓発に努めます。

8.2 協働による環境保全活動の推進

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	
環境市民会議登録団体数	検討中

①市の施策

8.2.1 市民協働体制の構築

環境市民会議と協働体制について協議中のため、
次回審議会にて提示します。

8.2.2 場・人材・情報のネットワーク化

本市では毎年環境フォーラムを実施していますが、今後も市民団体や事業者等の各主体が様々なテーマでつながりを持ち、活動成果を発表・共有できるような交流の場を創出していきます。

また、大学等の教育機関や事業者、市民団体とも協定を結び、必要機材の貸出や協力金等でサポートを行うことで、環境保全活動が円滑に実施できるよう相互連携を図っていきます。

河川環境や廃棄物に係る事業など、広域連携が必須となる取組も存在することから、市内にとどまらず、関係自治体や市民団体等とも連携を強化し、有益な情報の共有を図ります。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全活動（イベント、環境フォーラム、公民館講座等）へ参加します。
- 環境保全活動での体験や得た知識を家族や友達等に伝え、広めていきます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 市と協定を締結し、環境保全に係る事業等の円滑な実施を支援します。

8.3 環境情報の発信と活用

＜取組指標＞ ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
ごみ分別アプリダウンロード数	検討中	
広告媒体への情報提供件数		

①市の施策

8.3.1 効果的な情報発信

市報こがねい、市ホームページをはじめ、環境政策課 Twitter、ごみ分別アプリなど市独自の媒体に加え、市民団体等と連携することで各団体が保有する既存の媒体での情報発信を行うことで、市民が必要な情報へのアクセス性を向上させます。

また、駅やスーパーマーケットなどの日常生活で立ち寄る場所、新聞や広告など毎日目にするものからも情報提供できるよう、市内事業者や市民団体等と連携し、積極的な情報発信を行います。



図 8 - 2
環境政策課 Twitter



図 8 - 3
ごみ分別アプリ

情報提供媒体の紹介
(市民団体独自の媒体：SNS, 市民レポーターによる情報提供等)

8.3.2 環境情報の有効活用

本市では毎年、環境報告書やこがねいデータブックで実施事業の達成状況および関連データ、詳細データについて提供してきましたが、これからは市民にも環境情報をわかりやすく、より伝わりやすいものとなるよう工夫していきます。

蓄積してきた環境情報は環境保全に係る取組が環境にどのような影響を及ぼしたか等を把握し、本計画における環境指標の評価を行う際に有効活用します。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- まちなかで見かけた環境情報や地域の情報、参加した環境イベント等について、SNS 等で発信・共有します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全に係る取組について情報公開を行い、必要なデータの蓄積に協力します。